

平成 1 8 年度

第 5 回 作手地域審議会

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

新城市作手総合支所 第一会議室

13:30開会

会長あいさつ

会長

議事録署名委員指名

神谷委員

加藤委員

欠席委員報告

松井委員

矢頭委員

斎藤委員

議題

新市まちづくり計画の進捗状況に対する意見等（第4回未済分）についての回答

会長より、担当者が一通り全て回答した後、委員の質疑等をいただく旨を説明。

経済課

経済課の斎藤です。よろしくお願いします。今、会長から話がありましたように一通り回答をということでございます、資料がお手元に届いていると思いますので、それに基づいて進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに3の「水源林対策事業の推進、針葉樹、広葉樹の混交林化の推進とあります」が、具体的にはどのように進めていくのか。また、特に除間伐、広葉樹の植林についての説明してください。というご質問でございますが、水源林対策事業につきましては、水資源のかん養と安定的確保を図るため、水源地域の市町村が講ずるこの事業に対し助成することとした、(財)豊川水源基金独自の事業でございます。第六期の水源林対策事業基本計画、平成18年から22年度の5カ年の計画でございますが、総事業量に対して約700ヘクタールの除間伐助成が行えるものと考えています。森林の混交林化は、単一樹種による弊害を避け、水源かん養機能等の公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林へと誘導するものであり、この地域においても、国・県の造林・治山事業にて、年間5ヘクタール程度の針広混交林の造成を行っています。

続きまして、4の循環型社会の構築に向けた新エネルギーの導入・調査研究で、バイオマス等の利用促進とバイオマスタウン構想策定・推進事業に取り組んでいることと思いますが、その進捗状況及び今後の取組みを教えてください。というご質問でございますが、木質バイオマス利用の取組みは、手入れ不十分により悪化した森林状況、林業・木材関連業の低迷、製材廃材の処理問題という地域の事情とエネルギー自給率の低さや地球温暖化防止など国レベルの事情、及びそうした分野における国や愛知県の動向も踏まえて行っているものです。これまでの経過としましては、平成13年度に取組みを開始、平成14年度に木質バイオマス利用を中心とした「地域新エネルギービジョン」を策定、平成15年度にビジョンに基づき「木質バイオマス利用事業化計画」を策定し、その可能性と問題点・課題をとりまとめました。そして、平成16年度には「小型木ガス発電システム」を導入し、木質バイオマス利用の普及・啓発と環境教育・学習を兼ねて試行するとともに、事業化に向けた条件整備として、森林の多様な機能と多様な価値に着目した地域再生計画・「森林総合産業の創出」を提案し、内閣総理大臣から認定していただき、いくつかの支援措置を受け木質バイオマス利用を含めた取組みの実現を目指しているところです。支援措置の一つにバイオマスタウンの実現に向けた取組みがあり、現在木質バイオマスのほか厨芥

類、畜産糞尿、菜種など、バイオマス資源のエネルギー利用や切捨て間伐など、林地残材を素材活用することを内容とするバイオマスタウンの構想を策定中です。

次に、5の森林総合整備産業の創出事業の中で、人材育成事業として13,960千円計上されているが、具体的にどのような人材育成計画をもっているのか。ということでございますが、豊川水源基金の助成事業として、平成17年度から人材育成事業が導入されました。この事業は、森林技術者の後継者を育成することを目的に制度化されました。平成17年度に旧鳳来町では、本事業によりいち早く高等学校卒業生1名を鳳来町森林組合職員として採用し、現在現場にて専門の職員に同行し、実地訓練等を重ねています。更に愛知県森林林業技術センターが開催します各種研修の一つに、新規就労者研修を約20日間受講し、将来のリーダーとして地域の林業活動の指導的人材になることを期待しています。本年4月に3市町村の森林組合が合併し、更に4名の職員を採用し、事業の充実を図っています。本年度は即戦力となる経験歴者も含め、高性能林業機械の実地訓練を行う者、また、新規就労者研修を行う者など色々な研鑽をいたしております。ということでございます。

続きまして、兼業農家後継者対策と定年就農の推進について、ということでございますが、愛知県立農業大学校では、定年就農者を対象とした農業研修が行われております。新城においても農業生産法人あぐり奥三河が、平成18年度から農業研修生の受け入れを行っております。これら農業経験者の定住に向け、現在行っている助成金支援制度の活用及び農業関係団体との連携強化を図って推進してまいります。

次の8ですが、新規就農者支援事業はどのように実施されるのか、例えば農協、職安等と連携して人材を確保し、新規就農者の確保を考えているのか。というご質問でございますが、現在、新規就農希望者の対応としては、この作手地域では農林業公社が窓口となって対応し、農振幹事会で関係機関が応援できる体制をとっており、新規就農者の定住に向けて取り組んでいます。

次に9ですが、合併したことにより、観光の巾が広がったことは新城市の価値を高める一つだと思います。観光資源のネットワーク化とは、どのようなことを考えているのか。ということでございますが、観光協会の充実と旧3市町村の一体化が新市の観光振興施策の基盤となると考えております。観光協会は合併し一つとなりましたが、現在は支部として活動しております。平成19年度からは支部を廃止し、観光協会を一本化して進めていく予定をしております。市としては引き続き一体化へ向けての支援を行ってまいります。また、平成18年度においては、ホームページの立ち上げ、統合パンフレット作成等、情報発信の基盤づくりに努めてまいります。

次に10番ですが、旧3市町村の観光を有機的に結びつけ、活性化する方法を考えているか。というご質問でございますが、観光協会のホームページやガイドマップにおいて、長篠・設楽原の戦いに関連した観光PRを計画しております。ということでございます。以上、経済課関係につきまして、ご質問のあったものについて回答させていただきました。よろしく申し上げます。

会長

はいご苦労様でした。それでは、今の回答に対しまして何かご意見ご質問等ございましたら。

委員

はい。

会長

はい。 委員お願いします。

委員

最初に経済課ということで説明されたのですが、(回答資料の)担当課の(欄に記載されている)森林政策課とか農業振興課・商工観光課とありますが、どういう関係でしたか。

経済課

森林政策課は本庁にありますので、本庁のほうで対応しているということで、ここに担当課ということで記載させていただいております。

委員

森林政策課も農業振興課も商工観光課も本庁ですか。

経済課

そうです。

委員

経済課はどういう関係ですか。経済課は作手地区について、森林政策課とか農業振興課とか商工観光課の作手地区分について担当されておるということでございましょうか。

経済課

そういう理解でよろしいと思います。全体的なものにつきましては本庁ということで、作手総合支所につきましては作手地域を担当しているということによろしいかと思えます。

委員

それではそういう前提ですが、全体を聞いたときに非常にレベルが高いというか、遠いなちゅう感じをね、内容が、私としてはね。作手というかたちからこうやって見たときに、回答の内容が非常に遠い。遠いふうに感じましたので、個々の具体的なご質問をさせていただきたいと思えます。「水資源の関係のですね、第六期水源対策事業基本計画の5年間の総事業にして約700ヘクタール。」ちょっと僕もヘクタールちゅう大きさがピンとこないんでいかなのですが、「この700ヘクタールという除間伐助成が行えるものと考えています。」これは、新城市全体というところを対象として700ヘクタールということでしょうか。それから例えばこれ18年から22年の5年ですから、そうすると具体的に例えば今年18年ですよね、18年度は、何ヘクタールをどの辺を中心にされるのかということ。この項目に関しては、それから、森林の混交林化。これはここに書いてあるように非常に水源かん養としては非常に高いということで、特に作手地区は針葉樹が多いと、人工林が非常に多いと聞いておりますんで、混交林化は今の針葉樹のある程度伐採して、広葉樹を植えていかないと混交林ができんと思ってるんですけども、そういう意味で「本地域」というのは作手なのかなあ。本地域において年5ヘクタール程度のやるといってまずけど、5ヘクタールの大きさがピンとこないんでいかなのですが、具体的にどこをどうしようとされているのか教えていただきたい。

経済課

まず、700ヘクタールと年5ヘクタールというのは、新城市全体の数字だと思います。作手地区の山林面積は約10,308ヘクタールで、そのうち人工林が86.8%ということで、8,900ヘクタール余りが人工林ということになっております。

委員

それで先程の700ヘクタールのものを新城全体対象ですけれど、新城全体で18年度、19年度なんぼやるんやと、それからその中で作手の中では具体的にそのうち何ヘクタールですか。それから先程のご質問なんですけど、5ヘクタールというんだけどこれは作手の地区。今新城だおっしゃったのだから作手のところだったら5ヘクタールのところってな、5ヘクタールのうちの何ヘクタール大体どこら

へんのところをどうするのかという、そういう今年の計画は多分出とると思うんで、出とるんだったらそれを教えていただきたいし、出てなければ今後5年間なら5年間、3年間なら3年間で結構なんですけども、こんなふうにしてくんよという具体的な、なんだ計画ちゅうんか、それを知りたいということ。というとなんだ言うのと要するに、水資源で非常に大事ですよ。ちよくちよくと行くと看板が立つとって林の中では水資源対策のかん養林ですか。立っているし、今、色々と林業ということではなかなか成り立たないから、そうなるかと放つとかれちゃうですよ。そうなるかと荒れるということ、色々な問題が荒れば水が、保水力が足りないからこの水源対策事業というのをされていると思うんですよ。特にそういう意味では最近の豪雨だったときに流れて何とか色々問題になって、力を入れられるところもあるし、多分県とか国も力を入れとるんで、そういう意味で山林が多い作手においては、具体的にどういうふうにされるんか。しとるんかと。やりきれないならどうしたらええかということ、考えなかんもんですから。だからこういうことの水資源のところでこういうことをやれば仕事が増えるから、それが作手の森林組合さんの関係の仕事になれば、もっと良い話だし、それからそれだけ足らんならPRして、何ですか色々な人材をそこで投入するとかちゅう計画がほしいわけですよ。そういう動きを色々なところで、ボランティアの活用とかなんかもされとるんで、その作手の方では僕はちょっとあんまり聞かへんもんですから。大体が新城市、新城市がやられるのは新城市の中心の大体市有林を持つとる下のほうの所とか富岡とかあっちのほうでしょう。こっちの方では話がないし、それから林業の関係ですと、鳳来だったら鳳来は何々隊という方がいらっしゃって一生懸命やとるもんだから。で、もしかうちの経済課のところで把握されていないのなら、それはもう森林政策課から直接僕は聞きたいと思つとるしね、今の話。他にも通ずるところなんだけど、やっぱり僕は間接的じゃあどうしてもね、失礼言って申し訳ないんだけど、直接携わってられないとどうしてもお話ししとつても抽象的になつたりだとか、また後でちゅうんだったら直接今度森林政策課の課長さんに来ていただいて話を聞きたいと思つし、この話は多分作手だけじゃあなくて、鳳来とか新城地区でもね市議会でもたぶん質問が出とるじゃあないかと僕は思います。だもんでそうだったらそのテーマごとで回答していただくとか、お話を理解しあうということは、してかんと地区だけでは済まん話だと思つですよ。まあ他の関係もそうだけど、特に森林政策課とか農業振興課の話、商工観光課の話は。ですから今日経済課長がどこまでお話を教えていただけるかと。教えていただけないならどう対応をとっていただけますかということをはっきりお聞かせください。

経済課

具体的な数字は今掴んでいませんが、どちらにしましても主体は森林組合です。森林組合にお願いして推進をしておるといふ状況でございます。直接の担当の森林政策課という話でございますが、また後程調整いたしまして文書で回答させていただく形にさせていただきたいと思つます。

委員

文書で最初はいただけるのはいいんですけども、やっぱり僕個人としては思いがあるもんだから、1回機会を設けていただいてですね、これが作手地区だけで僕だけが言っている話ならそれでいいんだけど、そうじゃなくて色々な地区から出とるようでしたら、それは森林課長さんと直接お話しさせていただきたいと思つますよ。

経済課

それにつきましても後ほど調整させていただきたいと思つます。

委員

この事業は、それぞれ森林組合にどこどこを間伐したいという申し出が申請をそれぞれの山主なり個人からあると思いますので、それを水源林対策だとか、ほかにもあると思いますが、色々割り振ってやっているということを前に聞いたことがあります、その辺のところでも分もう18年の計画はできていると思うし、ある程度どれ位の申請があって、それをどういうふうに割り振るのだとか、そういうことがもっと具体的にわかれば教えていただければよくわかると思いますので、その点も含めてお願いをしたいと思います。

経済課

それではその点も含めて後ほど回答させていただきたいと、こんなふうに思います。

委員

それともう一つ関連で良いですか。水源林対策は例の水道水1トン100円だったかな。1円か、1円のやつだよ、で、工業用水のほうは、今のところ含めずにやっておるわね。だからその辺の今後の見通しは検討されているのかどうか。経済課長ではわからないかもしれないが。

経済課

申し訳ございませんが私のほうでは把握いたしておりませんので、よろしくお願いします。

委員

良いですか。

会長

はいどうぞ。

委員

すみません私ばかりで。5番目の(森林総合整備産業創出事業の具体的な人材育成計画について)です、ね「豊川水源基金助成事業として云々かんぬんずっとありましてですね、本年4月に3市町村の森林組合が合併し、更に4名の職員を採用し」という、この4名の職員というのはどこが採用した職員ですか。ということと、これに関連しまして色々力を入れてやられているということは良いことだと思いますが、ここのほうの後継者育成なんかは鳳来のほうなら多分ね、愛知県森林林業技術センターのところがやっておられるのでしょうか。

経済課

4名の職員については森林組合のほうで採用しているということでございます。研修でございますが、県のほうで行っているものもありますので、これだけではないと思います。

事務局長

県の林業技術センターは鳳来の山吉田にありますので、管内にある最寄の研修所ということでそこに外向かって研修を受けさせるということです。

委員

もう一ついいですかすみません他の方あれば質問していただければ有難いのですが、4番、木質バイオマス利用(進捗状況と今後の取組みについて)、色々バイオマスのやつで低落化した森林施業。これは新聞とか最近の話ですとよく聞くのはですね、豊根村で小さいパレットにして燃料にするとか。豊根村でしたかね、要するにあっちのほうなんですよね、それでストーブもそれでやられるとかいうことで、非常に前向きに取り組んでおられるんですよね。ただ豊根村のところで人口規模も小さいしその行政単位も小さいから、その普及をどうされとるかということで、特定なストーブになっちゃうもんだ

から、なかなかストーブの普及、買っていただかないと特別兼用できないもんですからね。良いアイデアでやられたんですけど普及も苦労されていると思うのですが。そういう例えばの話ですが、今言った木質バイオマスというのは難しい言葉だから、その木の間伐材とか使われないものをそれぞれ利用するとか廃材を利用してやっていくとか、間伐材でも切り捨てごめんで置いておくままではなくて、それを利用して行こうという動きがあるわけですが、その、そういう話を聞いてくるところなんかは豊根村さんとか津具とかあっちのほうからよう聞いてくるんだけど、作手の方からはあんまり聞こえてこないなと。まあ新しい新城市の中で作手の場合とか何とかは規模も4千だとかそうだけど、でも豊根村って作手よりか人口規模が小さいんでしょ。確かね。だけど役場全体で取り組んどるということを知りましたけど。実際行って聞いたわけじゃあないんだけどね。聞いたとるんですけども、そういうところのすごく努力一生懸命やるとのと比べると、我が作手地区は、そういうものに対する。僕が知らなだけかもしれませんが、力の入れ方が足りんのじゃあないかと。単純に言って。それでいろんな活用、自分たちのところの山、周りに木があるんだし、皆さんそれぞれ林業で大先輩は経験されたりなんかした人があるんだし、いっぱいよう知るとる人があるんだもんだい、その新しい今の時代の流れちゅうのはまさにこう取り組んでいくことなから、それでもっとやっていただけるような形のほうにならんかやあと思うんですね。合併と一緒にあって旧新城市の新城のところ、そういう課がなんかあるか事務所がなんかあるか知らんけど、そういうことでは少し聞いとこう。そういう話しはね色々取組みについてですよ。これだけでなく色々森林の取組みとか間伐なんかとかともかく、指導会についてのそういうものは色々最近のホームページやなんかで聞こえてくるんですけども、じゃあそれらの開催が作手であるとかないという話はまだないし、さっき言ったような取組みでも作手の方はあんまり聞こえてないし、もっとやってくれんかなあと思うんですけど。そういう意味で、じゃあ今年、来年、再来年、この具体的に木質バイオマスが難しい言葉なんですけども、そういう廃材とか間伐材とか色々なもの的一生懸命で有効利用ちゅうそういうものはどう取り組まれますか。計画がありましたら教えてください。

経済課

この作手地域での具体的な計画はまだ特にございませんけれど、森林政策課のほうで推進しておりますこの木質バイオマスの関係は、市全体の取組みでございますので、この作手地域もこの中に入って一緒にやっていこうと考えております。

委員

今おっしゃった具体的に計画がないという、そういうことを森林政策課はやられる計画があったら是非作手のとこでもPRしていただくとか、その辺のプレゼンの場所をこちらでやっていただくとかいって、できるだけやはり作手地区の人たちも参加できたり、目に触れるとかそういうことをしていただきたい。これお願いですけどお願いします。

会長

他はどうでしょうか。

委員

はい。

会長

委員どうぞ。

委員

今の件に関してですが、私も一応質問をさせていただいておりますので、少し聞きたいことがあるの

ですが、具体的な計画がないということでしたが、この文章の中には「地域新エネルギービジョン」というのが策定されておりまして、その計画のスパンとですね、あと啓発教育学習を兼ねた試行ということで、色々な取組みをされていると思うんですが、その方の対象とですねそれにも関連するんですが、事業化に向けた条件整備というのがございますが、その事業化を目指すのは誰であるか。市役所が事業化をするわけではないと思いますので、第三セクターかこの地域にある企業であるのか、森林組合であるのかということをご一度教えていただきたいと思います。

経済課

今の質問についてですが、こちらのほうで把握しておりませんので、また後程回答させていただきたいと思います。

委員

この辺は確かにですねたいした資源もないですし、森林に目を向けるのは当然のことだと思いますし、こうした取り組みはやって欲しいことだとは思いますが、是非その辺のところはわからないと市民の皆さんも協力とかができないのかなと思いますので、よろしく願いしたと思います。

会長

それでは。

委員

すみません。

会長

はい 委員どうぞ。

委員

希望なんですけど、新規就業者支援事業の中で住む家も提供というか勤めてくれるここがいいですよというようなこの窓口というのは開いてほしいと思っているんです。というのは実際20代の男性ですけど作手村で花を作りたいと言って来まして、住むところを一生懸命探していたんです。それでその人も勿論知り合い作手村の農協とか色々通して探しているんですけどなくて私のところまで来まして、古い家でいいのでそんなに経済的に豊かでない勿論若い子だから、古い家でほんとに住めればいいから探して欲しいというんですが、いまだに見つかっていません。今後もきっとそういう若い子たちが作手村、村じゃないですね地区にも入ってくると思いますし、鳳来にも新城にも来ると思うんです。そういうときに振興課が窓口になって、ここだったら安く住むことができるなんていう窓口制度も窓口も開いて欲しいというのが希望です。

地域振興課

今のご質問というかご希望ということでお話を伺いましたが、窓口的には今地域振興課のほうで長者平団地を含めた格好で進めてはいるんですが、空き家を提供したいという方が実際なかなかいないです。今は空いているんですが定年後には戻って来たいですとか、使いたいということでなかなか手放していただけないというのが現状かなと思っています。

委員

私もそういうことを良く知っているものですから、その男性の方にはなかなか空かないということをおっしゃっているんですけれどそこを何とかという感じで、定住したいという若い子が来ているんですから何とか話をつけていって欲しいなという本当に希望です。

地域振興課

過去にはそういったことがありまして、情報をいただいてその家を紹介したということはあったのですが、今現在ではそういった情報が入ってきていませんし、ないというのが現実かなあとと思います。

委員

質問

会長

はいどうぞ。

委員

8番の（回答で、「就農希望者への対応としては、農林業公社が窓口となって対応し」という）ところで、ちょっと私も勉強不足なもので教えていただきたいのですが、農林業公社というのはそもそも何ものだ。要するにどういう構成でどういうところかなあと。ちょっと知りませんので教えていただきたいということと、農林業公社パンフレットがあればいただければ幸いなんですけども農林業公社ね。それで、いろんなことのところは例えば森林のことでしたら森林組合さんが実施しているんだよとか、それから農業振興だったら農協さんとか知りませんが農林業公社さんだよということで、こういうような話が多くてそれはそれでいいんだけど、その政策とか施策とかどうしていくというのはやはりそれは議会だとかで決められて、市長の方針とか議会で決められて各役場・役所・支所とかがやられることだから、いろんなところが窓口だよちゅうのは決められたのでバチッといくならいいんだけど、対応とか何とかについては、農業振興課なら振興課がねどうしていくんだとかいうものをね、やっぱりとらんとあかんじゃろうと思うんですよ。単純に言うとその丸投げのやり方はいかんちゅうことだと思うんですよ。その農林業公社さんがどんなふうだ知らんもんだから失礼なことを言っちゃあ申し訳ないんだけど、例えばその就農希望者への今の話のことでも例えばやりたい人なら、せっかく作手に来てやりたい人がおったらやっぱりその人に対して万全の態勢をとってね受け入れる。それを受け入れるというのは一セクションの問題だけではなくて、その今だったら新城市役所、新城全体で取り組まないかん話かもしれないしね。それは土地の家風とかどういうふうにやってくるか。建てるものを建てるのか、マンションを建てるとかねいろんな施策が出てくると思うし住むことについては、衣食住じゃあないけど住については、それから仕事については、いろんなところでやっておられるところのそのやっておられるところをお願いして、そのところの人との受入のところを斡旋するとかせてかないけないし、そういうこともせなかんし、バックアップさせてかないと来てくれせんし、これもまたこんな事言っちゃあ申し訳ないんだけど、私も新参者だから申し訳ないんで失礼なことばかり言っちゃうんだけど、これこういうやつだと他のとこですとね、相当一生懸命やとるじゃんねえ、例えば津具でしたか津具の方では役場が中に入って農業のほうの土地でもです、農業の土地を貸したい人、それからその土地をやってみたいという人のそれを取りましてね、マッチングしとるんですよ。と聞いています。要するに斡旋ね。中に入って。ダイレクトに土地を貸してくれといわれて、じゃあもつとる人がいまはやってねえけれどもじゃあ貸そうといったときに心配だからそういうのはスムーズに行きませんよね、なかなかね。貸すほうも安心して貸せないし、借りるほうもどんなふうにしたらいいかわからへん。貸してくれたけど1、2年でまあ返してくれなんちゃあこれ農業なんか大変ですからねえ。土でも最低3年はかかるから。そういうところは役場が中に入るとか役場か公共機関が入って、それでそのところを仲買されて保証するとか仲買されてルールを決めるとか投資するとかね、例えばの話ですよ、そういうような施策がなきゃあ振興言たって振興なれへんわね。既存のところの方、既存のやっている方だけを振興したって振興なれへんわけですよ、単純にいけば高齢化しとるわけですよ農業の人たちは。だからそんなも

のをほっといたって市がそこへこれ以上助成するんだって、じゃあどういふ助成をするんですか。それを当面その米じゃあないけれども補助金を与えてやりますか。労力がやる方が後継者が育てへんだもんだからそういうものは、振興ちゃ後継もどうするかということも含めてね。それから新しい人が来てくれるんだから、どうやって受け入れていくんやとかそういうの全部絡む思うですよ。だからこの質問ここで全部質問というのは個々の質問で回答なっちゃうけど、そういうものをどうしていきますか。だと思ふんですね。だからそういうものやあここでは対応したいけどないからどうしようもありません。これじゃあ全然そんなものは聞いて話を聞くだけなもんだで、しりもくそもねえんだし、そんなものは一発でやり取りしりゃあ終わる話でしょ。だけど今回この我々の市議会とか新しいまちづくりではないけど、どうしてよくしていきましょうかということだから、だからこうしていくんやと、こう思うんだけどどうやとかいふようなことを聞きたいわけですよ。で、ここですぐお話が聞けなかったとしても、例えば持ち帰っていただくとか、農業振興課でそれをちゃんと話をして、計画をもっておられるなら計画を提示していただくとかね。そういう意見だったらこれはどういふことを考えると、じゃあいついつまでにどうするとかねそういうのを欲しいの。そうしないともう他のとこ取り組んごるじゃんね。いろんなとこみると雑誌の現代何とかを見ても一生懸命先駆的にやっているところが多いんですよ。だからそういうところを例えばよう知りませんけれどあるグループとか農業振興が見にいかれたり研究されてるとか。議員さんも色々あっちこち行かれてそれぞれ報告をされとる部分もあると思ふんですけどね。そうしたら直にそういうものの発表会じゃあないけども興味ある人に参加呼びかけて聞いていただくとかね。そういうものが欲しいねえ。そうじゃあないとこんなことを言っちゃあ失礼だけど、今までとおんなじ様な話のやり方いって、やっとなことここで言っとな回答だけだもん。僕から見たら何も変われへん。

経済課

それではまず農林業公社について説明させていただきますが、これは平成8年に立ち上げをしました第三セクターでございまして、市になりましたので、市から職員を1名派遣しております。農協からも職員が1名派遣されており、3名で事業を推進しております。これは何をやっているかと申しますと、主には農地の保有合理化事業ということで、貸したりそれを主体にやっております。その他に農業のこの地域の農産物の特産品の開発というようなことで試験栽培とかいふようなことを色々やっております。そういうことで一応貸借の関係もあるというようなことから一応の窓口になっておるといふことでございます。それからその後に農振幹事会というのが書いてあると思いますが、これは行政から関係団体が入りましてそこで組織しております会でございまして、経済課の関係それから農協ですそれそれから農林業公社先程出てきましたがあぐり奥三河も入っておりますし、普及関係では県の農業改良普及課それから県の農林水産事務所の農政課と、関係のものが全部そこに入っておりますので、最終的にはそこで応援できる態勢をとっておるといふことでございます。そういうことで、今までは新規就農者に対して色々な支援措置ができることを基幹で対応してきておりますので、色々な関係を網羅した一応の組織になっているのではないかと思います。

委員

いいですか。

会長

はいどうぞ。

委員

色々やられとるということで、ありがとうございます。そういうのはいいんですけども、一つだけこれに対してどういうふうにあれなんかということを経済課長さんだけじゃなくて、農業振興課とか農振幹事会でもいいんですけど、これは回答をいただきたいというのは、今、委員さんからご質問があった、若い人が作手のところで忘れたけど何かやりたいということで来たけれど、住むところがないと。住むところがなくて色々当たったけどなくて、委員とこどういふあれか知りませんけど来て、どこか借りるとこないかなあといったら、でもなかなか見つからんですよ。というのがありましたね。何とかならんかということ。今の回答ですと小澤課長さんですか何ともならん。色々前にもやったけどどうも見込みがなさそうな感じなんです。これに対して例えばこれ事例ですよ、この今の事例。もしか必要ならば委員差し支えなければ具体的なことを聞いていただいて、この事例に対してどう対応をとられるんか。具体的に。今そういう人がいらっしゃるわけですよ。若い人がね。若い人がいたときに、作手来たいといったときに、具体的にじゃあ住んでもらうところがないといったときに、どうそのいろんな関係の人ですよ、いろんな人がやっているよとおっしゃったから。だから具体的にどういふふうにして対応されますか。要するに対応して欲しいわけですよ。僕としても。だったらどう具体的に対応しますか。いつ、いつまでにいつにどんなふうどこでどうだと。具体的にですよ。これ教えていただきたい。だからすぐそこで決まらなきゃ、いついつまでに打合せしするよとかね。これはこういう計画で何年度こういうのにはいつとるから、そこでみてくれるとかね。例えば例ですよ一つの例です。それを具体的に回答し、というのはいろんなことで、僕が少し、例えば気になることだったら具体的にそういうやつが本当欲しいんですけども、今のお話なんかだと漠然として、これそのままやむやでいっちゃうんですよ単純にいっちゃうとね。こういうものは進まへん。だから一つの事例として、今のご質問に対して具体的にどう対応とるかを具体的に回答してください。

経済課

具体的にというのは大変難しいですけども。先程も申しましたように農振幹事会の中で色々検討させていただいたり、また、地域振興課のほうとも連絡を取り合ってやっていくということしか申し上げられないのですが、どちらにしても住宅問題というのは難しいことがありまして、空き家はあるけれどもなかなか貸していただけないというようなところも多いわけでありまして、ズバリというような回答にはならないわけですが、どちらにしても関係機関で色々話し合って解決策を探していくということしか今の段階では回答にならないかなと思います。

委員

すみません。ちょっとくどいようですが、その難しい。何でも難しいですよ。簡単ならできちゃうんだから。だからその難しいことをどうやってやっていくかということ、検討しなきゃ前進しんもんですからね。だから今の話について、例えばどっかへも。どういう会議体があるかどこがセクションか知りませんが、アクションできる権限があるか知りませんが、どこのところで検討させるとかね、してもらうとか。その検討のところはいつまでにそれを話してもらうとか。どういう形で検討するんか。例えばその中で検討してどうしてもダメちゃあどうしてダメなんやと何が難しいやと。だから質問いうか目標としては、その若い人が探しとるのに対してどういうふうにして、その家探しとかそれを見つけてあげれるかなんですよ。どうすれば。いろんな条件があればいろんな条件をつければいいんだし、そうでなきゃどこでも簡単にいって貸すなんてことはないんだらうしさあ、それじゃあどうしたらいいかというか、そういうのを一つづつ潰さんと済まんと思うよ。そういう意味で。そういう意味で具体的に。

どこでいつどういう話をするんやとか、どこへ持ち込むんやとか。皆さんがですよ、その課長さんがですよ。それとも小澤さんが知りませんが。地域振興課かも知りませんが。この問題について、そういうことです。

委員

そういう住宅を探しているということはしていないのか。

経済課

色々な情報は常に仕入れるようにしているのですが。

委員

来たいといってすぐ家を建てあげるなんてことはできないわけだから。

経済課

そうですね。

どちらにしましてもみんなで協力し合って少しでも早く探していくような格好を取っていきたいと思います。

会長

それでは他はどうでしょうか。

委員

ちょっと。

会長

はい 委員どうぞ。

委員

私が質問したのではないのだけれども、10番の「旧3市町村の観光を有機的に結びつけ活性化する方法を考えているのか」ということですが、どうも3市町村を結びつけたという回答でないような。この文章を見ると思いますものですから、まだ観光協会が一本化したらんというか支部活動ですので、そこまででないのかもわからんのですけれども、いずれにしても、この3市町村の観光を一体となったホームページ等でもガイドマップでも、新しい新城市の観光のPRをしていくようにしていただきたいと思います。長篠・設楽原の関係、関連した観光PRを計画しておるというだけでなく、新城市全体の観光をどういうふうにしていくか、という根本的なことを考えてPRをしていってもらいたいというふうに思います。

経済課

今年、総合パンフレットを作る予定になっておりますので、その中でも新城市全体を対象にしたようなパンフレットにしたいということで、今、進めておりますし、やはり新城市ということで見ていきますとやはり奥平の関係もあると思いますが、長篠・設楽が原の関係が大きな共通の関連したことはないかなあということで、今そんな方向で検討しておるというところであります。

委員

はい。

会長

委員どうぞ。

委員

今、一本化ということで一番下の10番のところの返答のところに長篠・設楽が原の戦いに関連した

観光PRのところに、せめて、せめて文書の回答の中に、せめて亀山城なり奥平家なり何かをつけ加えてもらわないと、と思いますよね。とか思いました。そこからその総合パンフレットに入る以前の問題だと思しますのでお願いいたします。

経済課

わかりました。

地域振興課

先程の10番の委員の問い合わせの中で観光協会が一本化してからという話があったのですが、当然それも要件に入ってくるわけですが、もっと広い意味で、広域的にただ市の観光協会それから奥三河の観光協議会そういった広域的な連携も密にしてみてもっともっと市域を拡大して広げていくというような考えも持っておりますので、お願いしたいと思います。

委員

さん質問よろしいんですか。ここの9番のところの質問のところの「既存や民間の観光施設の掘り起こしも行い、より豊かな選択やニーズに答える計画はあるのでしょうか。」ということなんですけども、に関してなんですけど、そのところに対してはあまり具体的に言ってないもんだから、ここのところはまあ観光協会的一本化でなんか一緒にやるよちゅうような中身ですよ。具体的にあれへんもんだから。あの一つの、前のときにも質問で、私も気になっとなんですけども、例えば作手地区だけについてもですね、立派な歴史的に良いヨコタ博物館というのがあるんですけども、あれなかなかいいなと思うんですけどね。まっと繁く行きたいんだけど、なかなか行ってないのはいけませんけれど、1回しか行ってませんけれど、非常に歴史的な日本の正倉院みたいなものが理想のような気がするなあいうところがあるとかね。それからもうちょっとあれですけども、ラベンダーでしたっけ、ラベンダー岡崎から来られてもう何年経つか知りませんが、よう作ったと思うんですけども中河内というんですか、あっちのほうにラベンダーガーデンがあるし、それからこっちの方向高原牛乳、高原ハウスあれ右側だと思うんだけど、民間のところ色々やるところありますよね。で、ちょっと聞いたんですけども、ちょっとどっかでやっとなんとお話ししたときに、2、3年前の作手村役場のときに、観光のパンフレット一緒に載せてちょっとやってくれんかということをお話されたら、民間のところのことはノータッチだと役所はね。そういうところは関与しねえんだというようなことをちょっと聞いたんですよ。これはある一人の意見ということでもいいと思うんですけど、なんかそういうことじゃなくて、やっぱりその全体要するにいろんな資産がある。公の資産もあるけどプライベートな個人資産だけでも、個人の資産も無茶苦茶ね、何々ファンドじゃないけども、ぼろ儲けしようとしてやっとなんか思わないと思うんですよ。色々な世のため人のため大袈裟にいうとそういうことでいろんなものを個人的に努力されて、極端に言うと私財投げ打って儲かれへんのにやるといって、非常に奇特な形で運営されるところもあるわけですよ。だからそういうところもやっぱり観光協会なのか商工会なのか知らんけども、その公だけの施設の紹介でなくて、そういうところも紹介してやっぱりそのどういいうんですか、よう話し合っていて、重要な資産ていうんですか、その資源としましてね、やっぱりその活用するとか活かすとかバックアップするとか、ネットワークやっとなんかコースじゃないけども出すときは一緒に出してあげるとかね、というような施策をして、すべきだと、したほうがいいと思うんですよ。そういうのがあんまり見られんなあと思うんですよ。全然そういう視野がない今まで。様な気がするんです。ただ名前だけはあるんですよ。ただマップの中見てここに何があるよとちゅうものだけはあるんだけど。そんなんの見たっていったって他の人はどうだわかれへんもんだから、ねえマップだけ見たって。だからい

ろんな動きでも道の駅だって、あれ農林業公社でしたっけ要するに公だけでなく農協が入ったりだとか、プライベートな人が入って、共同でやるところもあるわけですね。だから、別に民間が純潔でやっとならば別にそういうところを公と関係ねえから知らんよというようなことにならんように、そういうところもやはりどういうですか、一緒になってネットワークを張ってねPRするとかいうことは是非していただきたいと思うのですが、その中のそういうものに対して回答出てねえもんだから、どう考えてんですかねえと。だからそれが経済課のほうがダメなら、本庁の商工観光課がちゃんと考えなきゃならん話だと思いますしね。

経済課

そんな民間はダメだというようなそんな理論はないと思いますので、大事な資源ですので、一緒に公も個人の施設も勿論パンフレットに載せたりなんかして、PRしていかなければいけないとこんなふうに思いますし、それはないと思っておるんですが。私は。

委員

お金を投入してくれなんていうことは、それは公ではできんわね。個人の施設にお金を投入してくれなんて。

委員

それはやりようによってはあると思うんだよ。そんなことは。仕方は。議会で何か考えればいい話なんだと思うんだけど、それ助成の仕方だもん。それは何でも色々なことだって助成がある。民有林ほったらかしにしているかだって、民有林だって間伐材だとか水源必要ならばそういうところの助成、木を切るためにだって。全体的に必要ならば可能だと思いますよ。仕方とかね、それは単独ではできんけど、やっぱり大騒ぎさしてね、やっていくということは必要だと、できると思いますよ。

委員

それは議会のほうだけど。ある程度いくつかが固まってということであればけど、個人だけがやるものに公のお金を投資するというのが可能かどうかということはあるけど。

経済課

そこら辺はできない面もあるかもしれませんが、できる範囲でやるしかないかなと思いますが。

委員

できる範囲でお願いします。特にパンフレットとか例えばマップの中に、こちらに行くと、私が当事者なのでなかなか言えないのですが、ここに博物館があって、ちょっとだけどういうものが置いてあるなんてチラッと載せてくれるだけでもいいので、そういうことはお願いします。私は観光っていうのはすごく他所から人が来てそこに、地元にお金を落とすしていく。かなりメリットがあるものだと思うので、たとえ私立のこういう個人の博物館。博物館じゃなくても個人の経営するそういう観光施設でも、そこへ誰かが来て何か買ったり、あるいはそこで宿泊したり何かお金を落とすしていきますよね。その新城市内に、だから観光資源というのは結構大きな私は経済力を持っているものだと思うので、是非民間公営問わずいろんなところへ掘り起こしをお願いします。あと、静岡のほうへ行くと、私の感じですけど、何かいろんな観光施設に行くとマップが置いてあるんですよ簡単なマップが。そのマップがすごくわかりやすく、静岡県は結構観光に力を入れているんだと思うんです。だから、地図の書き方一つも商工観光課で考えていただいて、来た人にわかりやすい。行ってみようかなというようにそういうところもお勉強して欲しいなと思います。

経済課

できるところはやっていきたいと思います。努力します。

委員

すみません。ちょっと話が戻って申し訳ないんですが、農林業公社の対象地区はどこなんですか。

経済課

農地保有合理化事業につきましては、一応今のところ作手地域ということになっております。合併したばかりなので、基本的には農地保有合理化法人は一市町村に一つということになっておりますが、今までは新城、鳳来地区については農協がやっておったわけです。とりあえずは今までどおりいくということで、今のところは公社は作手地区のみということになっておりますが、行く行くは一本にしていかなければならないじゃないかなと思っていますけど。

委員

そうすると新規の就農支援に対して公社が受け入れ口となれば、作手地区独自のやり方でも可能になっていくということですか。

経済課

今のところではこれにつきましては作手地区に限るという格好になってはいますが、行く行くは新城市全体というような格好になって行くのがベターじゃないかなと思っていますけど。

委員

そうすると、新城にも鳳来にも新規就農者の希望があれば、同じように対応していく組織がゆくゆくはできると。

経済課

そうしていかなければいけないんじゃないかと思いますが。

委員

ありがとうございました。

経済課

その件に関しまして、今年の3月に新城設楽地域の担い手育成総合支援協議会というものもできておりますので、広域的な支援組織もできておるということでございます。

会長

他はどうでしょうか。よろしですか。それでは一応経済課の関係は以上にさせていただきます。また、先程来から再度資料とか再度回答ということがありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで休憩しますか。・・・それでは地域振興課関係の回答だけしていただけますか。回答書をいただいておりますので、全部読まなくても結構ですので、それぞれ主要な箇所ということで、この文をそのとおり読んでも結構です。

地域振興課

はいわかりました。それでは地域振興課のほうはたくさんありますので、まず16番 委員さんからの集落コミュニティー施設の整備はどうなっているかという質問でしたけれども、これにつきましては、今新城におきましては2つの事業がございます。一つはハード事業として自治総合センターの助成金を原資としたコミュニティーセンターの建設。この中にはソフト事業ということで、コミュニティー活動に関します色々な設備等の補助、助成制度もございます。ソフト的なものにつきましては、作手村では昨年度、開成と菅守のコミュニティー推進協議会が助成を受けております。それから、コミュニティー助成のほか、市には地域集会施設整備費補助金制度というのがあります。今年度については、

鳳来地区で2件予算化しております。これら建設については、地区の要望によって予算の範囲内で実施しているというのが現状でございます。それから17番で委員、18番で委員のほうから地域情報化の関係のお問い合わせをいただいております。これらについては関係がございますので、一括してお答えしたいと思います。新市の情報化計画につきましては、今年度の1月を目途に策定をすることとしております。この計画は、地域の情報化の推進、地域情報格差の是正などについて策定するものでございます。地上アナログ放送が停止されるのが、5年後の2011年7月までに放送・通信全ての情報が提供できる情報通信基盤整備が課題となっております。整備の手法としましては「ADSLとテレビ共同受信施設改修・建設」の組み合わせ方法、それと、CATVケーブルテレビの整備をする方法などが想定されておるといことであります。この策定につきましては、策定委員会というのが今年度立ち上がりまして、作手地区からも共聴組合の方が1人委員として参画をいただいております。それから22番ですが、作手地区の消防団員の減員、総合支所職員の異動について不安がある。その対策はどうかということですが、消防団につきましては、20年度までには1団に移行することが決定しております。今後組織の再編ですとか応援出動体制の見直しを行っていきたくて考えているということでございます。それから機能別消防団員というのが、あまり聞きなれない言葉ですが、最近各地で検討が始まったもので、団員の減少をカバーする方法として、例えばOB消防団ですとか事業所の内に消防分団等を設置して、特定の活動だけに協力していただく。というような、そういうような検討もこれからしていかなければいけないと考えております。それから、現在作手総合支所では、職員の中で7名を本部員として位置づけをしまして、すぐに出動できるような体制を現実としております。それから本庁ですとか鳳来総合支所の方へ異動で行っている作手の消防団員についても、職員ですが、有事の時には作手に戻って活動するというような仕組みをとっております。次に36番ですが、住民の参加と協働のまちづくりで、その中にどの程度住民が参加、また、参画。それから、意見がどの程度反映されるのかというお問い合わせですが、現新城市では病院の関係ですとか先程言いました情報化、それからサミット等々の色々な会議がございます。多くの市民の方に参加していただいて、多くの意見をいただいております。それらの意見を最終的には市長が判断しまして、各種の政策等に反映していくということになると考えております。市長がマニフェストの中で4年以内に自治基本条例を制定するとしております、この条例の中で住民参加と協働のまちづくりを検討していきたいと考えております。それから37番ですが、住民参加と協働のまちづくりで、予算の中で2万2千円が予算化されているということですが、これについては、地域自治組織は平成16年の地方自治法の一部改正によりまして、法制度化されたものであります。合併協議の中でも3市町村が共通の理解ということで、導入それから継続的な調査を行うということで、共通の理解をしておるところでございます。これらにつきまして、地域自治組織については、全国的にも導入の検討が進められておりまして、17年度末で57の市町が導入を予定しておるといことで、これらの市町の組織形態等が異なっておりますので、これらを含めて今後研究していくというものでございまして、2万2千円につきましては、導入の事例調査等の旅費、それから需用費ということで予算を計上しております。それから38番ですが、市の職員はどのように市民と関わりをもって協働行政を推進していくのか。ということですが、現在その具体的な方法は決まっておりませんが、旧作手村では合併前総合計画の中で、集落担当制度を設けて、行政区を12のブロックに分けて、課長以下7人程のグループで、集落計画策定等のお手伝いしておったということでございます。なかなか運用上軌道に乗るまで至っていない状態でしたけれども、そんな状態で市町村合併を迎えてしまったというような経過がございます。このような制度につきましても、新

都市の総合計画の中で位置づけをされて、最終的には先程の自治基本条例の中で検討いただきたいと、作手地区の職員としては思っておるということでございます。それから39番お願いします。男女共同参画基本計画の策定とありますが、具体的にはどのような計画をもっているかというお問い合わせですが、旧鳳来・作手村には男女共同参画の計画はありませんでした。今現在は、旧新都市の計画を引き継いでおります。新都市の女性はつつプラン「ステップアップ21」これは、最終目標年度が19年度になっておりますので、具体的な計画は20年度からのスタートに向けて19年度中に策定委員会を立ち上げたいと思っております。この計画によりまして女性の登用率の目標は、30%という設定をしております。ちなみに18年4月1日現在の登用率は10.63%という低い数字ですけども、10.63%があがっております。次に41番ですけども、集中改革プランの策定、補助金策定委員会、行政評価制度の導入等々ありますけれども、住民への情報開示の方法、内容、時期、監査など詳細な説明をお願いしたいということでもあります。まず集中改革プランですけども、国の指針のもとに事務事業の見直し、指定管理者制度を含む民間委託の推進、職員定員の適正管理、それから給与の適正化など、行財政全般における改革への取組状況を5年度間、21年度までの数値目標として定めております。18年12月までの策定、公表を目指しております。このプランでは事務事業の見直し、それから組織機構改革、必要職員数確保又は民間委託の選択などの要素が、複雑に関連して全体を構成すると想定されており、策定途上での公表が難しいため、プラン策定後の公表を予定しているということでございます。補助金等検討委員会ですけども、合併協議によりまして位置付けられております。これにつきましては既に動いておりまして、学識経験者4人、それから公募の方2人の計6名の方で構成をされております。既に3回の会議を重ねておりまして、現在市として補助金を交付することが公益に合致するか等、交付に関する基準となるべき指標について検討を加えております。会議は原則公開とし、委員会の会議資料、議事録等は市のホームページでも見れるということになっております。それから行政評価制度ですけども、次の42番で委員からもご質問いただいておりますので、一括でお答えさせていただきます。行政評価は、これまで行われていました行政施策や事務事業の実施結果を単に評価するに留まらず、次の計画に反映されるような継続的な見直しをするものです。行政評価システムは、全国各地の自治体で導入されていますが、その手法は様々であり、システム自体が複雑でそれ自体が事務の負担になっているようなケースがあるということでもあります。ですからこのようなことを十分検討していきながら進めて行きたいと、18年度においてはどのようなシステム手法が、本市の行政評価として最適かを検討したうえで予算編成とともに連携が可能な事務事業区分への仕分け、評価に用いるシート作成というようなことが中心的な取組みになると考えております。いずれにしても、この3つの委員会等制度につきまして、スタートしたばかりでありますので、今後は適宜広報誌ですとかホームページなどで市民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。43番ですが、予算全般に施設維持管理費の占めるウエイトが大きく行財政を圧迫している。民間導入ですとかPFI制度の導入等についてお聞かせいただきたいということですけども、公共施設の管理につきましては、指定管理者制度、これまで地方公共団体やその外郭団体に限定しておりました公の施設の管理を株式会社とか民間業者に行わせるというものでございます。これは条例化しておりますので、今後施設利用率の低いところについては、廃止も含め検討していかねばならないと考えております。次に44番お願いします。18年度予算の中で退職手当組合費が計上されていますがどのようなものですか。というお問い合わせですが、職員の退職金につきましては、旧新都市は一般会計から直接支出しておりましたが、旧鳳来町、旧作手村につきましては、市町村職員退職手当組合に加入し、負担金を納付して退職手当組合から退職金が支給をされてお

ったという状態であります。合併によりまして、旧新城市の方法に統一したため、退職手当組合から脱退することに伴う清算のための経費で、今後22年度までに分割納付をしていくということになっております。次に45番をお願いします。過疎債について教えてくださいということでございます。過疎債につきましては、平成12年度から10年の時限立法でありますいわゆる「過疎法」ですけれども、による地方債でございます。過疎地域における補助事業、単独事業のいずれにも100%が充当でき、その元利償還については、70%が地方交付税で措置されるというようなものであります。続きまして46番ですけれども、旧作手村が実施してきました地域振興事業、地域ぐるみドリームアップ事業ですとか、集落計画策定事業等について、継続された事業ですとか、予算化されなかった事業、それらの事業の今後の見通し等について教えていただきたいということですが、地域ぐるみドリームアップ事業につきましては、地域自治確立のため有望・優良な活動を支援する目的で今年度創設されました、「めざせ明日のまちづくり事業」に引き継がれております。その他18年度予算では、つくで祭り等々の事業が継続事業、独自の地域振興事業として残っております。廃止になったものにつきましては、生き生き定住報奨金というのがありましたけれども、出産ですとか長寿報奨金は別のかたちで引き継がれておりますけれども、それ以外のものについては一応廃止になっております。一番最後の53番に 委員さんから、旧作手村のイベントの継続ということのご質問をいただいておりますけれども、これも併せてお話ししたいと思います。これらの今後の事業の見通しといたしましては、こうした事業の選択について公共サービスのあり方として捉え、住民の負担と選択を視野に新市にふさわしいサービス水準に転換していく必要がある。合併協議の結果や今後導入予定の行政評価、補助金検討委員会の答申などに照らして、これまで行われていた施策や事業を常に継続的に精査し、事業効果や地域振興に係る優先度を見極めながら新市として取り組むべき事業を決定していくということであります。それから47番のふるさと創生基金の繰り入れ金についてということで、別にあります資料をご覧いただきたいと思っております。第4回作手地域審議会資料ということで、前回配る予定でありましたが、これ5回ということでよろしくお話ししたいと思います。この1ページですが、18年度ふるさと創生基金繰入充当事業ということで、20の事業が載せてございます。これらの総額がこのページでいいますと30,248千円の計になっております。その下に平成18年度末残高予定ということで、46,840千円とあげてありますけれども、私の手違いでこれは、69,752千円ということで、足していただければ1億円になると思っております。これらが、今年度ふるさと創生基金から繰り入れられた事業でございます。それで48番のまちづくり基金の見通しと使途ということでございます。合併特例債を利用して18年度に10億円を積み立てる予定をしております。利息を運用し事業を実施するというような基金になっておりますけれども、使途については地域住民の連携の強化ですとか、地域の振興を図るための事業に充当していきたいと考えております。それから49番の18年度予算における辺地債の対象事業と借入額です。これも別添資料の2ページですか、2ページをご覧いただきたいと思っております。辺地につきましては、この4つの事業が載せてございますけれども、この4つの事業を全て作手地区で辺地債を使って行う事業でございます。それから3ページ以降になりますけれども、50番でお問い合わせがありました18年度予算における過疎債の対象事業と借入額ということで、3ページから5ページまで事業が載せてございます。この中には申請箇所別に旧新城市で1本、旧鳳来で19本、作手が9本というような事業が18年度事業で行われる予定になっております。それから51番ですが、合併特例債について、建設事業債の見通しと使途ということのお問い合わせですが、合併特例債活用事業については、新市まちづくり計画における財政計画作成時において、「特例債候補事業」としてまとめております。新新城市におけます借入れ

限度額については、算定式によって建設事業171億8千万円それから基金の積立事業として19億1千万円が限度額としてあがっております。今後におけます合併特例債の借入額の取り決めにあたりましては、国の事業採択の状況を見ながら新市の財政状況を勘案のうえ、候補事業の中から新市の速やかな一体化や均衡ある発展に向けて、優先的に取り組むべき事業を取捨選択することはもちろんですが、当初財政計画相当額に事業を絞り込みせざるを得ないかどうかについても、判断が必要と認識しております。18年度の合併特例債借入れの申請ですけれども、156億4,150万円としております。最初の計画よりもだいぶ上がっているようですけれども、これにつきましては、全国的に見た特例債対象額の概ねの枠取りというような意味合いから、本来繰り入れる予定の68億5千万円を全体計画とした場合、対象外経費ですとか色々な経費を除かれるということがございますので、その辺を考慮して、新市における特例債対象額の枠を確実に確保するために示した数字ということで、実際に新市において同額規模の借入れをする予定はしていないということでありまして。それから52番お願いいたします。今回は事務経費の削減補助金一律カット等が行われました。予算の配分ですとか人の配置などについては、判断基準等あれば教えていただきたいということですが、市の資源としての人員や予算については、これからどのように配分していくかということも行政の最も重要なテーマである。市の直面する課題に対応するために最も有効な手段を考えていかなければならない。現在、平成19年度予算編成に向けて、その手法については検討中ですということでありまして。以上走りまわりましたが、地域振興課の関係について説明させていただきました。

会長

はいありがとうございました。ちょっとここで5分まで休憩をさせていただきますので、その後、質問ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

14:58

- 休憩 -

15:08

会長

再開させていただきます。地域振興課の関係の回答をいただきましたのでこれに関するご質問、ご意見等ございましたらお願いをします。

委員

はい

会長

委員お願いします。

委員

番号ですと37番(地域自治組織関係)になりますけれども、回答で平成17年度末で57市町が導入又は導入予定と、総務省が調べたとになってますけど、これは全体ですね。市町村合併をした市町村のうちの何パーセントくらいになるのでしょうか。

地域振興課

今現在1,820の市町村になっております。合併論議ができる前は3,200以上あったんですけれども、今年の4月1日現在だったと思ったんですけども1,820。その内の57ですので3.1パーセントですか。近辺では愛知県で1箇所だけ、豊田市が地域内分権の関係で、もう既に去年の4月から始めております。

委員

それで、この自治基本条例というのが一番これは最終的には大事ななというふうに取り扱ったんですけども、この導入に関して旅費・需要費が2万2千円という、この予算でどこまで旅行してどこまで調査しにいけるのかな。大丈夫かなと思ってしまったんですけど、この辺はその3.1パーセントという数字からいくと非常に少ないんだけど、検討する方向。この自治組織の検討というのは合併協議会の中で私も何度かお話ししてきたんですけど、取り入れる方向での検討での数字なのかしら、どうなのかしらというちょっと微妙な数字だなと思うものですから伺いたいと思いますが。

地域振興課

(回答欄の)2万2千円の上に(記載して)ありますが、住民自治を推進する方策として法制度を活用することの適否を含め総合的に検討とあります。合併特例法に基づく合併特例区というのは、現在、合併してしまいましたんで使えません。ですから一般的な地方自治法に基づく住民自治組織の検討をしなければいけないと思っております。その良い例が先程いった2万2千円の中で行ける範囲だったら、豊田市ぐらいしかないかなと思っております。まだ具体的にどこへ行くかは聞いておりません。

委員

豊田(市)あたりなら2万2千円の範囲で検討していけるということで、ただ検討したけど終わってしまうような方向でもない、考えてよろしいでしょうか。

地域振興課

先程言った条例自体が元になる地域自治を進めていく上での憲法になると思うんですね、その一市町村における。ですから当然こういったことは、検討の課題にあがるし、良い方向に行けばこれも実現可能なことだと思っております。

委員

それから続けてよろしいですか。

会長

どうぞ。

委員

44番(退職手当組合清算経費)のところですが、この説明でももちろんいいんですけど、平成22年度まで分割納付で清算というのがありますけど、同じ額で5年ですか。

地域振興課

そうです。5年間で同じ額です。ですから7億5千万円です。

委員

そうすると新市になったわけだから、清算するお金を払いつつ辞めていかれる方の退職金もまた別に払っていく。一般財源で払っていくということでしたよね。

地域振興課

はいそうです。同じように新城市の出し方で出すと。ですから組合の方とはもうこれで縁が切れたものですから、その清算のお金が7億5千万円5年間ということです。

委員

随分大きなお金だなという印象があります。それからふるさと創生基金に関してなんですけれども、ちょっと認識が悪くて申し訳ないんですけど、このふるさと創生基金のもともとは何だったのですか。というのと、それを確認したいということと、それから今まで作手地区でそのふるさと創生基金でやって

きたことは何だったんでしょうか。それで今回はこれだけの事業が入っているんだけれども、こういうふうに入ってきた理由を教えてください。

地域振興課

このふるさと創生基金というのは、竹下内閣のときに1億を各市町村に分配して使っていただくというところから始まったのが平成元年でしたかね。だと思えますけれども、それで旧作手村については1億をずっと使わずに、当初は利率がよかったものですから、若者定住ですとか色々な報奨金があったと思えますけど、そういうことに充てていました。実質その金額が合併までには8千万円ぐらいは使っておりました。原資を崩さずにやっていたものですから、原資を崩しておれば今現在では2千万円あるかないかというところでしたけれども、利率が悪くても一般財源のほうから元を崩さずに充当してきたという事業がはじめのうちはそのような事業でした。18年度については、この20に事業をふるさと創生に充てておるんですけれども、旧新城市のやり方でいくとそういうふうに入ってきた原資を使って色々な地域振興事業に充てておると、鳳来も同じような格好であったと思えますけれども、鳳来については、ふるさと創生を後から積立を行いまして、1億5千万円までは充てておりましたんで、相当原資をもっておったようです。18年度については、本来のふるさと創生基金の使い道に照らし合わせた使い方をしていこうという、市長も言っておりましたが、なかなかお金がないと。50何億の乖離があるといったときに、やはりふるさと創生として本来の使い方をすべきではないかということで、旧作手が行ってきたような20の事業に入ってきた原資を崩して充てていこうということになりました。

委員

そうしますと今3分の1位が今年終わると、また同じようにやるとこれはあと2年後には無くなっちゃうと、そうすると今やっているこの継続してやろうと思っていることというのは、もうできなくなっちゃうということになりますか。

地域振興課

他のお金で充当していくかというやり方もあるでしょうし、ある程度この20の事業を絞っていく。逆に、この事業を鳳来・新城地区に広げるだとか色々な方法が出てくると思えますよね。結局最終的にはどういうお金を充てるかということになるかと思えますけど、先程説明しましたまちづくり基金ですか10億円というのも、今のところは運用益を使った事業しか使えないということですが、ゆくゆくはこれも原資を崩せる基金なのかなという気もしておりますので、こういった資金等についても一般のこういった地域振興事業に入ることができるのかなと思っております。言われるように2年半しかもたないんじゃないかと言われちゃいますけれども、他の基金等で充当するという方法とか、先程いいましたような格好で、残すようなこともしていかなければいかんと思っております。

委員

中学生の海外派遣について、作手ではこのふるさと創生の基金を使っていたと思うんですが違いましたか。

地域振興課

そうです。すみません旧作手の時は海外派遣と当時は英会話教室もありました。それについて充てていましたが、先程いいましたように原資は使っておりませんので、一般財源で充当しておったということです。

委員

今回これを見ると海外派遣が入っていないですけど、どこから出るんでしょうか。

地域振興課

これは一般財源で出ています。というのは、3市町村でかたちは違うんですが、海外派遣を行っておりますので、共通した事業についてはこのふるさと創生は使わずに例えば作手だけの事業、鳳来だけの事業、新城だけの事業等にふるさと創生を充てると、共通したものがあれば一般財源等で充当しているという格好になっています。

委員

このふるさと創生の催し物については、継続した事業でやっていけるし、それから年間の事業もできるんですよね、ブックスタートにしてもそうですが、誕生図書プレゼントとかね、そういう年間に近いというか1年中できるんですけど。まちづくり基金の先回のもんですよね、今募集しているのですか。

地域振興課

まちづくり補助金ですか。

委員

はい補助金。あの補助金の方、例えばこれができなくなったら、そのまちづくり補助金の方でやったらどうかなんてことはないですよ。なんてこの間ちょっとお話したんですけど、それも可能性が出てきちゃうということですか。

地域振興課

実際可能性が出てくるかもわからんですね。めざせ明日のまちづくり事業のほうに、ふるさと創生という話も出るかと思えますね。

委員

なんかこの状態で見ると並んでおいてあるし、こちらが無くなればこちらのまちづくりになってしまう可能性が出てきちゃうじゃないというのは、先回とちょっと違うんじゃないという感じなんですけど。それでまちづくり基金（まちづくり補助金）については、今回のやり方、今年は初めてだからかもしれないですけど、申告（申請）してお金が使えるようになって、事業ができる期間が8月からでしたか、8月から2月くらいまででしたか。年の半分くらいしかできない。お金も確か最終的に2月か3月の清算でしたか。

地域振興課

はい。清算は出しますけど、概算で9割まで出せますので、事前に。

委員

では立て替えはそれほどしなくても大丈夫ということですか。

地域振興課

そうです。

委員

どちらにしても活動自体が、8月から2月までにしかできないものに対して、まちづくり補助に対しては8月から2月に限定されると。

地域振興課

はい。今年度についてはそうです。

委員

来年度については変わりますか。

地域振興課

可能性はありますね。このまま続けば。結局当初始めるときにバタバタしてしまいましたんで、時間を費やしてしまったものですから、これで事業がどういうものかということがある程度周知されてくれれば、来年度早々、4月早々にでも入っていけるかなと思っています。

委員

4月の頭から3月31日まできちんと活動ができるような状態をお願いしたいということが一つと、それからふるさと創生のお金が、こうやって使っていってしまえば、なくなってしまう、地域の独自の事業とか個性とかそういうものをを出していくときに、お金が・お金がで、結局無くなってしまうのではないかという心配がありますので、この辺のところを慎重にというか、一般財源でできるものをもう少し考えていただきたいと、今回はこの状態なんでしょうけど、来年度になったら一般財源にできるものがあるんじゃないかと思うんですね。農業公社も広がっていくというお話だったし、スポーツ指導員とか、郷土芸能祭とか、新城でもやっていたらっしゃいますしね、だからその辺がどうなのかなということ。それから、今ここにありますが新城残額とか鳳来残額が出てますけど、これはいつの残額なんですかね。

地域振興課

これは、18年度末ですか。

委員

18年度末にこれだけの残額が出る。作手だけすごく少なくなってる。

各委員

そんなことは無い。

委員

すみません桁を間違えてました。そうしますと、新城ではふるさと創生基金で何をやっているのかな。鳳来では今年度何をやっているのかなというようなことを、地域的な比較ができないかなと思うんですけどいかがですか。

地域振興課

一覧表がございます。ちょっと細かいものですから今回出さなかったのですけれども、次回でダメですかね。今言われたような例えば郷土芸能祭ですとか、というものの新城ですか奥三河芸能祭それも当然ふるさと創生から出ています。ですから単純にいうと鳳来がやってないから、鳳来がやっていたらこれは一般財源がつくと、同じようにやっていたら。そういう格好で見ちゃっとるものですから、3市町村のうち1市町村が2市町村でやっとる場合は、全てふるさと創生で地域独自の固有の事業に充てるという考えで、今年の予算は作られたと。

委員

ということは、独自の事業をたくさんやったら、たくさんのお金が掛かっちゃったということですか、結果的に。

地域振興課

単純にいえばそうです。

委員

そういうことですね。

地域振興課

数でいっても作手が一番多いですからね。

委員

頑張ってたんだということですよ。

地域振興課

ですから、これらも9月の答申の時にあげる項目かなと事務局のほうでは思っているんですが、地域固有の事業というのはどうしても残したほうがいいじゃないかとか、ということもある程度提言していったほうがいいのかな。だから答申の一つには載せるべきことかなとは思っておりますけども。

委員

それでは、私ばかり言ってもあれですけど、この審議会の総意というかそういうことで、この創生基金やらまちづくり基金を絡めて、地域の独自の事業を続けて、まちづくりをできていけるような方策を是非考えていただきたいということをお願いしたいと思うですけども。

地域振興課

そのようにしたいと思っています。

委員

ちょっといいですか。

会長

はい。 委員どうぞ。

委員

私もこのふるさと創生基金について質問しようと思ってきたわけですけども、合併というのはそもそも各市町村にふるさと創生基金の基金だけじゃない色々な基金があったと思うんです。これだけを切り離してこういうことをするというすべから合併したときは基金というものは、新しい市に全部引き継がれるというふうに私は思っており、どういうふうに合併するときに話し合いがされたかわからんですけど、当然このふるさと創生基金は作手に1億あったということですが、それは合併すれば新しい市に引き継がれていくと。だからこれがあるでこの事業はふるさと創生資金でというのではなくて、やっぱり新しい市になってこの事業は新しい市でやっていくんだということであって、一般財源でこれはやっていけばよいことだと思う。それは他の基金も、作手からもっていった基金もそれでは作手の事業に充てていくかといえば、そうじゃないわけですので、このふるさと創生基金は合併したときにどういう話し合いをしたかそこのところの経緯がわかりませんが、これを見る限りでいくと、こういう事業をやってく。この基金がなくなれば、この基金が無いからもう事業はできないよという、こう感じがすぐとれるということになってしまう。これは、あくまでも市の予算としてやっていくことは、事業としてやっていくことだと思う。別にこのふるさと創生基金を充てる必要は無いと思う。基金というものは全部基金で新しい市に引き継がれておるわけだもんで、そういう考え方で私はいいじゃないかなと、いうふうに私は思います。

地域振興課

合併協議の時には、基金を含めて全て新市に引き継ぐという一言で終わっております。ですからそのあとの使い方については、なかなか協議がされていなかった状態というのが事実です。こういったことも生まれてしまったんですけども、先程の話になってしまいますけども、作手地域審議会として、基金の使い方を検討して欲しいとか、というような答申を出していったほうが良いのかなと思っています。

委員

ちょっといいですか。いわゆる基金の中には一般財源的な基金と目的基金というのがあったというこ

とで、このふるさと創生は目的基金ですので、市の条例でどういうときに使えるかということが、はっきりと決まっておると思います。そして、例えば地域振興だとか地域活性化だとか色々なことが書いてあると思う。実際見たものではありませんので、書いてあると思いますが、今までの旧村の使い方あるいは考え方でいうと、ある程度限定したものに考えておったという面があります。したがって1億というのは、合併前には多分1億が残っておると思います。1億からこの3千万引くと6千7百万ぐらいになるという、これは数字的には良いと思いますが、ただ、今回18年度予算編成のときに、はっきりした基準をもって、こういう事業はこれに充てるのか、例えば鳳来町にもあるだろうし、新城にもあるだろうし、どういう基準でこのふるさと創生を繰り入れというか取り崩しをしたのかどうかということを、先程 委員が言いましたように、私もちょっと広義に解釈しすぎているんじゃないかという気がして、こういう実際にどういうことに使われておるのかということを経験させていただいたわけですが、例えばこの中で、資料をいただいておりますが、資料の中のほうの一番最後のページですが、特例債のまちづくり振興基金の話ですが、資料の一番最後にまちづくり振興基金積立というのがありますが、この中の9億5千万は起債額だと、そしてその他の5千万は一般財源でもなんでもないので、その説明としてふるさと創生基金という書き方がしてありますので、この辺は多分18年度当初の予算編成をしたときには作手6千9百万ですか、6千9百万円残っておったと思いますが、例えば実際に特例債の基金を借り入れをして、その財源をこういう旧市町村が積み立てておったふるさと創生基金を使うというようなことは、果たして理解していただけるのかどうかということと、もう一つは46番に振興事業がどういうふうに使われておるか、どういうふうになっておるかということを経験されたわけですが、その中でめざせ明日のまちづくり事業というのがございますが、これ広報等によりますと、確か4月号だと思いますが、住民自治支援基金を設置して行うという記載が確かあったと思いますが、これ実際に基金を使っておるのかどうか、使っていないとしたら一般財源としているのか、そのほかの財源でやっておるのかということも含めて、なんていうですかね合併前に1億、俗な言い方をすると合併前に1億ありましたと、それが、2年3年で無くなりましたというようなことは、どうも住民の皆さんに、それもそのある程度新市で事業を精査していただいて、継続していただけるものもあるだろうし、仮に無くなるものもあるかもしれません。また、充実していくものもあるかも知れませんが、それとの関連で理解できるのかどうか、その辺も大変心配しておりますので、例えば、はっきりした基準があるなら別ですけど、無いものなら、例えば先程話が出ました1市町村、1地区でやっつもの全部ふるさと創生を使うんだというようなことではなくて、もう一度よく精査していただいて、補正かなんかで一般財源化するのか、もしこの使い方を・・・までして一般財源化していただけるものなのかどうか。ちょっと良く本当に考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。ふるさと創生基金に関することは以上です。

会長

委員どうぞ。

委員

3つ程あるんですけど、今の話の関連なんですけれども、(資料1の平成18年度ふるさと創生基金繰入充当事業(作手地区))20項目ある中に村誌編さん事業というのが1個含まれているんですけども、これはなぜですか。このお金の中に含まれているんでしょうか。それが1点。それから39番なんですけれども、男女共同参画基本計画の中のこの基本計画による19年度の見直し策定委員会というのは、これ聞いておって知っているんですけども、女性登用率を30パーセント目標というその例えば判断

基準ですよ。男と女しかいませんので半分半分だと思わなければならないんですけど、なぜ30パーセント目標なのか。これが2点目。それから3番目52番（予算及び人員配置の判断基準について）なんですけれども、前回に村誌のときの実務事務員がどうのこうのって、私妙なところで質問をしてしまいましたけど、今回の（現在、平成19年度予算編成に向け人員や予算を配分する手法については）検討中というその検討中ちゅうのは、わかるのはいつですか。結果というものは知らせていただけますでしょうか。この3つについてお願いします。

地域振興課

まず1点目の村誌編さん事業ですけれども、これについてはこのふるさと創生のほうから繰り入れをしておる事業です。

委員

でも、この資料に入っておりませんよね。説明のほうにはあるんですけど。資料のほうにはありませんが。

地域振興課

すみません落としました。460万円程ですけど、21番をお願いします。それと男女共同の目標が30というのは確かにどうですかね。合併前の新城市が割と高く23パーセント位あったのを聞いております。当時作手で10点何パーセントと思うんですけども。これも長いスパンの計画ですので、相当低いところから始まっているのが、前の新城市の目標を30にした理由じゃないかと思っております。実際これでまた10パーセント近くまで下がってしまいました。例えばその議員さんが30名みえます。今まで新城市だけでいうと20名の中に1人の女性の方が入って5パーセントですかね。それが分母が大きくなって30人になって、それで女性が1人ということで、結局またそういった格好で、組織自体が、色々な委員会ですとか審議会等が大きくなったんですけども、分母だけが大きくなってしまって、率が下がってしまったのではないかなと思っております。それから予算の関係の検討中ですけれども、もう既に今始めております。今、市長がサミットのほうから帰ってきましたけれども、サミットへ行く前に何とか方向付けをしようということで、本庁支所の部長以上で検討を進めております。ですから今年度には当然作らなければいけないものですし、19年度予算の計画をする。予算編成をする秋には何らかの形が出るんじゃないかと思っております。

委員

ありがとうございます。

委員

はい。

会長

はい。

委員

さっきの委員の質問の回答はいいんですか。

委員

はい。

委員

いいんですか。今のやぶつりなんですけど、また別途私のオリジナルの質問あとなんですが、今の委員の方から質問されたところの、ちょっと確認なんですけど、村誌編さん事業と入っているんでし

よ、ふるさと創生で、前のときにお話し聞いたときに、継続事業で村誌編さん事業が予算を減らされた。というような話も聞いたんですが、このふるさと創生基金なら作手地区独自の作手村の村誌でしょ。だったら継続で同じように予算充てればいいのに何で減らしたの。誰がどういう理由で減らしたんですか。ふるさと創生資金なんて基本的には今それで作手でもらったものを1億で運用するんだったら、誰が減らしたんだ。ということじゃん。減らす理由なんて無いじゃないの。と思うんですけども。いやだから前の話と今回の話を聞くと、そういうふうに僕は解釈するんだけど。なんでとなっちゃうじゃん。だからその理由が無い限りは前からやっておられた方は、頭にくる。言い方おかしい。理解がしにくいと思いますけど、どうなんですか。

地域振興課

この減ったというのは、前の村誌編さん室長のほうからお話しがあったと思うんですけども、ある程度そういった学芸員ではなくて専門的な方について、単純に委託料的なものは削減してしまったという状態で、村誌編さんの嘱託さんの費用についても、そのような考えで減らされてしまったのではないかと考えております。

委員

はいすみません。小澤課長さんのテリトリーじゃあないかもしれんけど、ふるさと創生基金だから自分のところの人が自分の。作手の関係者が自分で減らしたわけか。まあちょっと金額知らんけど理屈がさあ。ほんなんおかしいじゃんね、だから復活折衝じゃないけども、ちゃんと市民とか住民の人がちゃんときちんとしていきたいという熱意とかそういうのがあんなら、こんなものは。こんなもんいちゃいかんけど、1億くれたものを使やあいいもんだから、ええことには使やあいいんだからね。要らんことに使うわきゃあないんだけど、ええことをやろうとしとるもんだんで、充てりゃあいいじゃんねと思うんですよ。だからそこところ、減らされた理由とそれからその編さんする人が知らんけど、ちょっと良くしっかりしとかんとかんこういう事業はなかなか難しい、まとめ。前ありましたよね。困っちゃうんだったらそのまま、僕はトータルの中でね予算ところの市域ということで予算充てるときはその色々バランスの事情等あるからね。そりゃ難しいかしれんけど。ふるさと創生基金だったら作手の人に対して充てるべきじゃあないんかと僕は今思ったんですよ。だからそこところやっぱり、いや私が言うてるのはどうも 委員ちょっと横で言うておられたけど、理解が正しいみたいだから、減らされとるちゅうことが。だったらふるさと創生基金がそういう背景であるならば、どうしてそんなんしたんですか。だからやってる方の理解得られるようなかたちでやってもらわんと困るな。やるべきではないかと思えます本筋がね、そいつについてちゃんとそこところ理解いくように説明するかまた復活折衝して、前にやってた予算でやりなさいと言わない限りは、それから予算だ今おっしゃった委託費ですかなんですか、嘱託ですか、専門家の人、まとめる人、知らないけどその人を減らしたから予算が減ったちゅうそういう単なるなんだあ、そういう表面上、理屈上、支所の職員との関係のバランスいったんかどうかしりませんけどね、そっから減らしていくなんちゅうのはナンセンスだから。その間だけでもその人雇って、雇ってちゅちゃあなんだけど、あてがって使やあいいんだもんだから。一大事業でやっておられると思うんだけどこれも。そう思います。

地域振興課

先程 委員から言われたように、ふるさと創生にどういった基準で充てるのかというのを明確にしていかなきゃいかんと思ってます。僕ら職員が見ても頭をひねるようなものがありますので、これ中のことではいってはいけないんですけど、やっぱりそういうことも本庁のほうへ言っていかなきゃいかん

と思っております。

委員

すみません。

会長

はいどうぞ。

委員

先程のことなんですけれども、このいただいた資料の中に、平成18年度の予算の主な事業というやつの中の細かいのたくさんいただきました。その中の初っ端に、例えば地域資源の把握という中の3つの中の事業の中に、村誌編さん事業ちゅうのが充てられておりましたよね。金額がどうのこうのじゃあもう今ところ前回はやりましたんで違うんですけれども、今フォローして下さった最後のところが、このふるさと創生基金というところから出てるというのも、やっぱり変な話しかないと。十分に名目というものを出して、きちんとしていただきたいかなと思います。

委員

結局基準がはっきりせんもんで、例えば独自の事業でもお金が無ければ一般財源から出しているところもあるし、無けりゃあいままで積んどったやつを使やあいいじゃないかという、どうも安易に考えておるんじゃないかと思うもんで、その辺のとこよくしっかりとやって欲しいということ。それと先に言った、これからやっていこうというまちづくり事業補助金も、市長があれだけやるよといった、基金まで作ってやるよといったものだから、やっぱり今までの金を当てにするのじゃなくて、市民税の1パーセントよといったかな1,800万というのは、だから、少なくとも一般財源でこれやるんだというような姿勢を示してもらったほうが、納得できるじゃないかなという気がしますんで、そのへんのとこよくご検討いただきたいと思います。

委員

はい。

会長

委員

委員

村誌の編さんに関連してなんですけれども、嘱託職員の一人分というふうに、カットしたというふうに、そういうふうに理由がなつたと思うんですけど、嘱託職員は新市になって全員カットされているんですか。一人もいないんですか。

地域振興課

新市全体だとわからないんですけど、例えばB & Gあたりは残ってますよね。その辺のところちょっとあいまいなところがあるんですよ。事業自体を財政のほうもある程度理解してなかったのかなという気がします。

委員

結局、一番初めに村誌編さん室を立ち上げるときに、はじめから職員を2人なり3人なり置いてやるという議論が最初あったと思うんですが、当初はやはり1名でいいじゃないか。準備の段階だから。だからそうやってだんだんと人を増やして、本格的になったら人を増やしていけばいいじゃないかというような、多分議会からも一般質問等があって、そういうような答え方をしておる記憶がありますので、やっぱり本格的な編さんに入っていけば、ある程度の人員というのはしっかり確保してやっていっ

てもらわないと、途中で、この前の話しではないが、尻切れトンボになってしまったら今までやってきたことがどうかなってしまいますし、大幅に遅れるようなことだとこれもまた問題ですので、しっかりとやっていってもらいたいと思います。

事務局長

ちょっとよろしいですか。

会長

はいどうぞ。

事務局長

18年度予算の関係ですが、3市町村それぞれがゼロシーリングを基本に作成して出したんですが、やはり合併当初ということもあり新規事業等を盛込んで出してしまったということで、大きく収支のバランスが崩れたというなかで、財政がどういうふうこれを均衡させるかということで四苦八苦しまして、人件費については一律1パーセントカットというような格好で、それから消耗品、需用費についてもそういうような線引きで、理由を一切問わないという方針で全て一律やっておいて、それで帳尻合わせておいて、その後で財源をとということで、村誌編さんはふるさと創生からもってきましょうということであったと。委員が言われるその事業自体の経緯を財政がわかっているならば、それは無しでできるのですが、包括的にどかっと出た59億をどう調整するかということだけでもうかんかんになって、基金が無い中で一律削減方式をひいて、問答無用です。それでスパッと切ったものを開示されただけです。異常な予算編成ということで、実際そういう方法が取られたということで、今の村誌編さんの状況も、私もここへ来てから関わっておるわけですが、やはり今委員が言われるように、編さんの過程等を担当者がよく理解して、それなりのことを予算編成の中に盛込んで明確に要求していく。というスタンスがちょっと欠けておったかもしれないですが、なんにしても出たものをバサッと切って合わせたという異常な状況だったということで、このようなことも一因ですのでご報告します。

委員

今後のこともありますので、もし見直しができるものなら見直しをしていただきたい。

委員

お願いします。

委員

要は村誌を作ろうとする事業としてあげていくかどうかということです。村誌を作ろうとするなら、それに必要な予算をこれから立てていく必要がある。

委員

もう始まっているんです。

委員

それじゃあ今年の予算で、村誌ができると思ってそういう予算立てをしているかどうかということです。できんのなら、それは作ろうとする気持ちがないとみなされても仕方が無い状況じゃあないですか。

委員

作ろうとする気持ちとは誰の気持ちなんですか。

委員

担当者に説明責任があると思いますけれど、市の担当者もよく理解してもらわなければいけない。両方問題があると思いますけど。なんでもそうですけど。

事務局長

ですから先程申したように、担当者のほうに知らせてくれるときに、「これはもう特定財源で決まっているものなので、なおかつもう年限も決まっている事業だからこれは切らずに復活してくださいよ」と言う余裕があったならそれができたと思うんですが、それを一切やらなかったということで、否応無しに一発回答で“これで”ということですので、今言われたような予算は、そんなことでできるのかということは、その中でどうやっていかに努力して、予算に載せていくかということが最大の努力義務を課せられたということなんですが、なおかつ、それでもできない場合はどうするかと、それも担当者が色々と流れを確認して効率よくやって、足りないなら足りない分をどうするかということ全面的に出すべきだと思います。

委員

はい。

会長

委員

委員

さっきの52番の(市の資源としての人員や予算をどのように配分していくか、現在19年度予算編成に向けその手法については)検討中というところにまた戻りますけれども、そしたら今の話のことが検討、人員のところ、見直しというところでもう始まっていると、さっきおっしゃいましたよね、検討中もう始まっていると。52番ですけれども、その中にそういうことを盛り込んでくださる時期というのはいつなんですか。もう検討中で始まって、最後が出ちゃったら、いくら話し合っても届きもしないしということになるんでしょうか。52番のその人員とか予算をという、市の資源としての人員や予算をというところなんですから。人員の見直しとかそういうことをしていただけるのであれば、今現在こんなふうにして、例えば村誌の話でちょっとこんなふうに出たということを進言していただかないと、その次にも繋がりませんわね。もう結果がもう出ちゃったらそれでおしまいですがね。だから検討中ちゅうその検討はいつわかるのかと先程聞かせていただいたんですけれども、どうなるんですかね、そういうことっていうのは。

地域振興課

それでは行政改革課の方が見えておりますので。

委員

是非とも聞かせてくださいませ。こちらへ出て来ていただいて。やはり担当課の方を目の前にして聞かせていただくことは、とてもうれしいことだと思います。

行政改革課

それではご指名ですので、行政改革課の参事を務めております伊藤と申します。予算編成の作業の見直しというところの話が今言っているかと思うんですけど、先程小澤課長の方から説明がありましたように、まず出発点として先程事務局長がおっしゃった18年度予算編成をやったときに、59億円程度の乖離があった。要求額と実際の財源の間に59億円の乖離が出ってしまったという現象がまずあります。これをどういうふうに見るかということから話がまず始まっているわけですが、結局今新城市スタートしたばかり、生まれたばかりですので、そういったシステムがまだ確立をされていないというのもあるんですが、結局やはり現在だと本当に、要は市の財源というのは毎年限られています。これはどこからお金が降ってくるわけでもないですし、もちろんそういう財源獲得の努力を市はやっていかなけ

ればならないわけですが、どうしても自ずと限りがあると。その中で先日のご回答の中でも触れさせていただいたんですけれども、その限られた財源をどういうふうに市民のみなさんのニーズに答えて再配分していくかと、これを考えていくことが市役所の最も重要な機能ですね。その部分を今までの確に市がこなしてきたのかどうかと問われると、これはちょっと。まあ新城始まったばかりですけども、まだこなせていないというのが実情だと思います。その結果として、そこを各市の担当課の方で予算要求という作業をやるわけですが、これはまあ住民の皆さんからいろいろ要望がきます。たくさん要望いただきます。それらを全て要望があったそのままを財政課、財政課と取って言わせていただきますけど、市の予算編成の当局のほうにぶつけていくという。それが今回合併直後ということもあって、これまで旧市町村で抑えていた事業もあります。合併したらやっつけていこうと、そういった部分も全部18年度予算に盛り込もうということで、要求が出てきた結果がこういう状況になったと。そうするとこれを先程事務局長が申し上げたとおり、非常に荒っぽい手法だと思うんですけども、編成の中でシーリングという手法を使いまして、何パーセントカットということで編成をしていったという経緯があります。ですからこの段階では、要はどこに事業にどれだけ財源を使うのかというのが、ま、財政課としてはできるだけ努力をしてそういった判断はしていると思うんですけど、ただやはり実際にこうやって村誌の話で出てくるように、色々な細部にわたって本当に必要なところにお金がいっているのかという疑問が、市民の皆さん一人一人がお持ちじゃないかと思うんですね。そのところを19年度の予算編成で、同じ轍を踏んじゃあかんということで、今年度始まった当初からどういうふうに19年度予算を組んでいくか。その際にどういったかたちで住民の皆さんのニーズに合わせた。合わせたというところとちょっと語弊があるんですけども、本当に必要なところに予算を配分していくという手法をできるだけ確立しなければいけないということで検討しています。具体的にはその中でどういったかたちで配分していくかということで、最終的な手法というのはおそらく行政評価というものが、導入が求められるのかと。今、19年度予算編成に向けてどこまでそういったものがやれるのかというのは、ちょっとお約束ができない状態なんですけれども、ただこういったこの予算を張っても、おそらくもともとの財源が非常に限られているという状況がありますので、何らかのご不満が出てしまうと思っています。村誌にしても取って言わせてもらいますと、本当にその嘱託職員の方が、私も細部知らないんで、いい加減なこと申し上げますけども、本当にその嘱託職員1名の人的な資源が、そこに投入することが本当に市のために必要なのか。取ってその財源で一人一人でするので300万なり200万の人員費が出ると思うんですけど、それを他のところに投入することで、より住民の皆さんの満足度を上げていくという方法もあるんじゃないかという。行政側の考えというのは、そういう考え方で配分を考えていますので、ただ、今のところは、要は天秤にかける手法が無いという状態で予算編成をしています。ですからこのところをしっかりとしたものを作らないと、やはりまた、今年度予算編成するときに同じような現象が起こってしまう。これをまず避けようということが一つ検討として、ほとんど行革課もそうですし、市の企画課財政課を含めて全庁的にそういった検討をしておりますので、そちらについて、予算編成が大体9月頃始まるわけですが、その段階までにどこまで検討が可能かどうかというのは、まだちょっと見えてこない部分がたくさんあるわけですが、こちらの地域審議会さんからの意見というのもですね、その中で参考にしつつそういった編成の手法を作っていきたいと。そういう主旨でこの回答、ちょっと簡単に申し訳なかったんですけど、書いておりますので、まずはちょっとその点だけご理解いただきたい。

委員

はい。

会長

はいどうぞ。

委員

ありがとうございます。今のお話聞かせていただきましたんですが、4月14日のときに、村誌編集委員長の権田昭一郎のほうから、市長に向けて文書が出たと思うんです、読んでいただけましたでしょうか。まだ、わかんないわねそんな。多分議員さんもお見えですけど、ここの村から一応出ております。その中にある文章を読んでいただきますと、その実務者がどれだけ大事かということがすぐさまわかると思うんですね。せっかく来ていただいたんですので、ちょっとお目だけでも通していただきまして、すみません。それで結構でございます。

委員

多分村誌編さんに関しては、旧作手村の時の位置づけというのは100周年記念事業の中に位置づけられていたんですね。今度100周年記念事業という位置づけは無く、村誌編さんだけ独立して、構成図の中を見るとどこからともなく発生している状態になっていると思うんです。そうするといくらこちらの担当者が意見を伝えたくても、伝えて理解していただいて、また上に持ち上げていっていただくという組織もないと思います。今の状態ではね。そうすると担当者一人が、両方に挟まれて説明もできないというか、そんなような孤立した状態に今あるんですね。村誌編さんを続けていくということをお前提として、もう少しきちんとした位置づけをしていただきたいなと思うんですが。例えば教育委員会の中のどこにとかね。なんかちょっとはっきりしていないような気がするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。地域振興課の方でもいいんですけど、どんなふうに位置づけになっているのか教えていただきたいんですけど。

委員

支所長にもださせていただきたい。これは支部長のほうに出した文章です少し違うんですが。

地域振興課

村誌編さん室は教育部の中の室、いってみれば課ですね。課という位置づけにはなっていますね。ただ作手教育課と村誌編さん室という2つのものが作手にある。その元は市の教育部の中にも含まれているということですね。

委員

市の教育部の理解が得られない限りは、あがってこないですね。

地域振興課

そうですね。今現在もその関係で今年度何とか動けることができればということで、年度途中においても教育部のほうでだいぶ動いていただいていますんで、ちょっと結果はわかりませんが、理解はしていただいていると思っています。

委員

もともと合併の時に引き継がれておる。

委員

継続で。

委員

継続で。

行政改革課

まちづくり計画に位置づけられています。

委員

それなら、新しい新市が村誌を作っていくという方向性は、市としては決まっておるということでしょうか。

行政改革課

まちづくり計画の中に主要事業として位置づけられておりますので、事業をやっていくということは、位置づけられているということです。ただ、その手法をどうするか、それから事業採択の優先順位という問題がありますので、当然継続でやっているお話ですし、今切るということはありませんと思うんですが。そういった部分については、まちづくり計画には明確な記載が見えていただくとわかるようにありませんので、まずはその事業の位置づけが示されているということです。

委員

そうすると、何年にこの村誌を作ろうというのは、計画は。

行政改革課

これは作手村の計画をそのまま踏襲しておりますので、そちらのほうはその計画に沿ってやっているということになります。

委員

そうすると、どういう手法でやっていくか予算付けの担当と今後話し合いをしていただいて、進めてもらうということしか私たちには言いようがないということになると思いますけれども。

行政改革課

味噌としてはまさにそのところでごさいます、今回だから先程申し上げた予算編成の手法を見直していくというのも、まさにそういった部分の検討をですね。検討というかその事業というのがどういった必要性をもっているかという部分です。そのところをしっかりと把握をしてやっていかなければいかんと。いわゆる先程申し上げたシーリングという手法で予算を組んでいくということになりますと、確かに今まで100万円付いていた事業が90万円になります。でも事業は続きます。これが本当に良いことなのか悪いことなのかということですね。まあ90万円なら何かできるかもしれないですね。ただ本当に財源がなくなってくると、それが30万円になってくるかもしれないですし、そういった手法で予算を組んでいくというのが、今までのやり方の一つだったんですけど、ただそれでこれから景気が良くなって、財源がドンと出てくればそういう手法もありうるのかもしれないですけど、現状を冷静に見ますとその事業の必要性といったものについては、しっかりした目で見ていかなければいけないのかなど。当然私たちも、市役所というのは先程も申し上げましたように、その再配分を考える機関です。ですからそこをしっかりと考えていくのが仕事なんで、当然やっていかなきゃいけないんですけど、それをやってくうで住民の皆さんの意見を聞かずにいいのかということ、そういう訳では絶対無いので、どういったかたちでその住民の皆さんの意見をお聞きをしていくかということについては、平行して考えていかなければいけないと思います。先程から委員のほうからあった地域自治組織とか住民自治の関係についてもそれとリンクしてくる話として、いかにして住民自治というものを作っていくか。これっていうのは、要は、例えば地域自治区を作ったとして、そこがただ単に要望を市に対してぶつけてくる機関だけではこれは今と一緒です。それがさらに一歩進んで市民の間でも再配分というのを考えていただく。これはどれだけ景気が回復してもついてまわる問題で、市の財源にはやはり限り

があります。そのところを市だけで今決めているという状態なんです、それが良いのかどうかということですね。そこを考えていくというのがその本来の住民協働のあり方ですし、そういったものを今マニフェストで出ている住民自治基本条例の中で検討していかなければいけない。それが大筋としてのこれからの住民協働の考えであり、市の財源配分の考え方の基礎になっていくのではないかと考えています。ちょっと色々しゃべりすぎました。個人的なものもだいご含んでいますけれども、そういった方向で検討を進めているということだけお伝えしたかったんで、よろしくお願いします。

委員

ちょっと一つだけ確認。(住民自治)支援基金は積立しましたか。1,800万円。

行政改革課

(市長のマニフェストに記載の「地域審議会に住民自治支援基金を創設」により創設された、めざせ明日のまちづくり事業補助金については)基金というかたちでご説明させていただいているんですけども、基金条例等は設けてないです。一般財源の中で枠を1,800万円取って確保しておくという考えで今。

委員

一般財源で。

行政改革課

はい。そうです。

委員

はい。では特例債のほうは、ふるさと創生。

行政改革課

まだ実際、条例化はしているんですけど、財源として特例債がつくかどうかは決まっておりませんので。

委員

ということは18年度末になると、ここに示してある新城が10,027千円、鳳来が152,407千円、作手が69,752千円というのは減ってくる可能性があるわけですね。もし使ったとすると。

行政改革課

可能性としてはそういうことですね。

委員

あるわけですね。

行政改革課

はい。

委員

はい。ですけども、せっかくちゅあ申し訳ないんですが、行政改革課の方が見えるんで、第3回の作手地域審議会の次第で、5月23日にあった中で、3番の議題で諮問、新市まちづくり計画の進捗状況について19年度予算編成に向けて、新市一本化の促進と地域固有の事業等について、新市まちづくり計画の中で特に重点的に取り組むべき事業とその理由について提言をいただく。要するに審議委員の役割だね、我々この会議ですか。それから新市の中長期的なまちづくりに関する提言をいただく。が9月下旬までに答申していただく。ということになっとるわけです。このときに私質問させてもらったと思うんですが小澤課長さんに、これどうふうにしてくんかと9月予算編成の関係で、それは

6・7・8という3ヵ月かけて9月に答申までもっていくとおっしゃったから、当然今審議でいわれて、要するに18年度予算についてね、要するに理解を深めとるわけですよ。だから理解できるところできないこととか、それからなんでこんなふうやとありますよね。例えば村誌の編さんについてもそういう意見が出とるわけです。だから当然そういう意見の中で、そういう予算にかかわるところの話については、当然事務局さんはメモしとると思うんだけど、いつか知らんけども審議会の中へ、そのやつと後プラスアルファ、審議会で要望あるなら要望出したやつをなんだか8月、あと7・8か2か月しかないけどどうやってやるかと思とるんだけど、9月の末までにか知らんけどまあ、あんたんとこの行政改革でスケジュール作るか知らんけど、答申するわけですよ。せなかんわけですよ。要するに答申と審議会があるのはどういうことかという、今行政改革のかたの考えはわかった。それは新市トータルで考えるという話してね。そういうことおっしゃるのはようわかるんだけど、なんで審議会があるかという、合併の地域それぞれ違うところが合併したから、それを補完する意味で審議会があるんだから、当然その地域としてやって欲しいことはなんかということについては当然ださなかん。出しますし、それをまたトータルで見てね、こうだからこうだよということで、理論を深めていただくんという部分がある。そのために審議会があるんだもんですから、何が言いたいかというと、要するにまず予算編成のところ考えられとるんゆうんだけど、予算編成その手法については検討中ですいうけど。早く出してもらわんと、困るんで、そうしないといくら審議のほうでここの審議会で、市長さんの諮問委員会で作っていただいたけど、おまえら審議で色々言ったってそんなものは聞く耳ねえよとかね、極端なこといとるんだよ僕は。そんなような手法だったら困るんだからね、だからどうにかたちでそのものを反映してくんかと。ということをしかりしてもらわんと、言ったってその時間いて終わりだあこんなことやりたくなくなっちゃうわけ。それから市長言っておられたように審議会はかたち、今までね要するに合併した時につくられたいろんな審議だとか諮問委員会あるけど、大体形式的、格好だけのところがまだありがちなんだよね、大体が。だからそんなのじゃいかんよと。やっぱり新しいまち。新城と合併したら良いまちを作りたいということで、思いもおっしゃっておられたもんだから、だからそういう意味じゃあ色々な意味で審議会で出た意見だとかなんかも、十分その考慮してもらおうかそういうこともなければあかんと思うし、そういうようなその予算プロセスの手法、今までのような手法じゃ困るですよ。と思うんですよ。だから、そのところを早く出してもらわな困るしの。だから今途中の18年でねほんとにこれ困るんじゃないかといった時に、じゃあそれ18年一年待つんか。だから補正予算の手だってあるわけだから、で、一番初めに予算化しておいたけども、時期もなくてようやらんやつだってあるかもしれんわねえ、まあ色々やとったら進めてたらどうにもできんと、まっと後でまあちょっとしかり考えてやらないかなんかということで、予算を使わんで済むところもあるかもしれんし。だから、そういうのもどら辺でね補正予算組む気があるのかねえのかね、とかね。いやあそういうとこいきゃあきちんともっとやって、19年度一生懸命そこんとこやってくんやと、だったらそれなりの19年度まで待てというならその間のプロセスをきちんとやらなきゃさあ、そんないいまちになれへんわねえと。で、一方はその市長もおっしゃったけど、あれもこれもやれんもんだから、痛みを分かち合わないかん部分もあるちゅうこともあるんだからね、だから、やっぱりそういうのは早く議会活動するのかなんか。優先順位つけたらいいんだからね。パイは決まってるんだから。だからそういうのを言っかないと、こっちはやりたいやりたいよと、これやらなかんがやちゅって前から当たり前だと言っただのに、あるときにね、その予算が、そのもうあなたたちが原案を作るんだと思うんだけど、したときにもうそんなものは、あんなもん作手だけが言っとるやつだと、そんなもんトータル主義で考えりゃ・・・の・・・

んだとね、で・っつとやられたらさ、ね、っっなくなっちゃうでしょ。そういうことがあるんだよということをも多分皆さんもいっとるし、気持ちでいっとると思うんだわ。そういうこと。

行政改革課

よろしいですか。地域審議会のですね、今回予算編成の手法に合わすという話っていうのは、まず地域審議会さんの答申というのは当然前提となって予算編成をやっていくというお話ですので、予算編成の手法でどういうふうに適正な配分をしていくかというのを考えていく上で、当然先程申し上げたように、住民の皆さんのご意見を何らかの形でお聞きをせないかんですよ。今まで地区要望とかそういったかたちで、3市町村ともそういうのをやってたわけですが、その延長線上というふうにはあまり言いたくはないんですけども、審議会さんのほうでさらに精査した住民ニーズというのを答申として出していただければなというのはあります。それっていうのは当然これだけ時間をかけて、10名の委員の皆さんでご審議をいただいた結果ですので、市長としても当然それは重く受け止めるでしょうし、その部分が一つの予算編成のよりどころには必ずなっていく。そういう仕組みでもともと新城市の地域審議会というのは活動を開始してますので、ですから委員ご承知のように他の審議会でこれだけ活動しているところはおそらくないです。全国的に、そういった意味で、まだ我々としても前例がないお話でどのようにここ、この審議会を運営して、実りのあるものにしていくかというのは、試行錯誤しながら私どもも事務局もやってるところがありますので、色々委員さんにも何に向かっていいのかというのがわかりにくいところが多々あるかと思うんですが、審議会自体が冒頭の最初の合同でやったときにですね、私申し上げた覚えがあるんですけども、もともと議会ではないんです。当然、住民に対して責任を負うものではないんで、あくまで個人の立場で自由な意見を言っていたかというのが前提ですので、ですからその中で、要は、どこかの地域団体とかそういったものの属性にあまり縛られない要望が出てくるのではないかと。住民の皆さんの要望というのは、色々いただく機会が多いわけですし、こういった審議会というのも市ではいくつかもってますけども、やはりその審議会を従来のような形でやっているのが、必ず住民の意見を、皆さんの意見を的確に反映できるのかという疑問は常にもってます。ただ、審議会のこういった運営のあり方についても、レスの手法っていうのはまだこれから考えてかなきゃいけないでしょうし、一概に意見を出し合って答申にまとめて出すっていうのは本当に良いやり方なのかどうかっていうのも、実はちょっと考えるべきところは多いと思っていますが、ただそれをあまり前面に押し出してしまうと、委員の皆さん言いたいことをいえなくなってしまいますので、まず今年度はこういったかたちでお願いをしたいなと。来年度以降どういうふうにやってくかというのは、また委員の皆さんと一緒に考えていかなきゃいけない問題なんでしょうし、そういったことも含めて、とりあえずいろいろ申し上げちゃって申し訳ないんですけども、答申としては本当に委員の皆さんの識見と勇気と、そういったもので作っていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

委員

手法ということは私もすごい気になって、皆さん色々質問してくださったのでわかったんですけども、実はそれなら私も絶対、是非意見を聞いてくださいということをお願いします。私は開発センターの図書室でボランティアをやっているんです。図書室は旧作手村のときに資料費、本代として20万近く出ていたんです。合併して一律カットということで、そのとき消耗品費ということで出してくれてたんです。消耗品費一律カットちゅうことで、合併になったらゼロですとか言われてしまったんです。それで、だけど作手の地域振興課の方が頑張ってくれて、4万円ぐらいだったら何とか出せますということで、後の16万円を今私たちのバザーとか前JCさんでそれこそ補助金いただいたり、それなどをキ

ープしてあったのもあって、それから今年度ですかねJCさんもらったのもあって、それを出していこうという、本代にしていこうと思っているんですけども、開発センター図書室っていうのは、3,000人ちょっとの人口の割には結構利用者が多いんです。その統計ももちろん大体ですけど取ってあります。お母さんとかちっちゃい子供さんがもちろん多いんですけども、そういうふうに住民が結構利用しているところの大切な施設を、そういうふうにゼロですなんていうふうにするのも、やはりこの適切に配分してないということだと思います。私はこういうたまたま地域審議会の委員だからこういうこと言えるんですけど、例えば他の意見を吸い上げる、ほかの市民ですね。そういうことはどうされてくわけですかねえ。これから。

行政改革課

先程申し上げた住民の皆さんの意見をどういうふうに聞いていくかということですけども、正直まだそこに検討が至ってないのが正直なところなんですけど、ただ、手法として、例えば今やっている審議会活動みたいなかたちをとっていった場合に、不特定多数の住民のかたの意見というのは、本当にそれで反映ができるのかというのはありますし、それじゃあアンケートをやったらいいのかなっていうことになりますけど、ただ、アンケートをやる場合に、住民協働とか住民参画の一番大きな大前提として、住民の皆さんと行政が同じ情報をですね共有してないと成り立たないという。これは僕が言っているのでもなんでもなくて、住民協働の本見るとどこにでも出てくる話なんですけど、そういった部分の確立しているのがなされないと、単にアンケートをドーンとやったって、それはそれで良い結果を生む場合もあるんですけども、直ちにそれで財源を、例えば1億円の事業を、もっと大きいのかな、10億円の事業をやるのに、いきましかいけませんかイエスカノーかでアンケートをやって、たまたまイエスが60パーセントありました。で、やりました。その結果本当に良いものができるのかどうかというですね、そういう住民の皆さんの意見を聞くっていう部分については、必ずそういう問題がでてまいりますので、ですからその手法というのは、取り組む問題によって手法を選択していかなくちゃいけない部分があります。ただ先程 委員が言われた利用率とか、そういった部分本当に基本的なところとして、情報を自治体が持たなくちゃいけないお話ですので、そちらについてはやっぱり、当然行政評価とかを考えるうえでベースになってくる部分です。事業の効果というのを必ず検証することになりますから、そのうえでこれだけの利用率が実績として今あがっています。で、更にこの展開をやればこれだけ利用率のアップが見込まれます。そういうかたちで評価をしていくっていう手法が、今多くの自治体で採られている。これをそのまま導入するかどうかっていうのは、ちょっとまだお答えできませんけども、今委員がおっしゃられたような視点というのは、当然検討の中には入ってくる部分だとは思っています。ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが。

委員

行政評価は、行政が行政を評価するのか民間のシンクタンクとかそういうところが評価してくんですか。

行政改革課

これは非常に色々な手法がありまして、私個人の考えでは、第一歩は行政の自己評価だと思います。まずそのうえでしっかりと市民に対する責任を果たしたうえで市民に評価を問うと。これは市民評価を否定するものではないんですが、まずそういった前段階として行政側がしっかりとやることをやったらうでないと、住民のご意見は聞けないと思います。ですから最終的には外部評価というのが行政評価の理想形だと思いますけれども、ただ、色々他がやっているように、外部評価機関を導入してやるという手法は、これは実際すごくお金がかかるお話でして、聞いたところだと外部法人とかに頼むと2,

000万位かかるんですね。ですからこの手法が必ずしも費用対効果の面で一番いいのかわかっていうのは、ちょっとわかりません。

委員

それと声を大きく出していったほうが、やはり予算化されるんでしょうかね。

行政改革課

ちょっとお答え難しい。ただ住民の皆さんのお声がないとつかないものはありますね。やはり、おそらく。私どもも職員みんなでニーズ把握に努めるようにこれからやっていこうということだと思っんですけど、ただやはりそれでも限界はありますので、まず情報をお互いに提供しあうってことは、とても大事だと思います。

委員

要望書を出したら絶対上のほうまで行きますか。その課で止まっちゃうということはないですよ。例えば教育委員会とか。

行政改革課

今のご質問については、決裁規程を見返して見なければわからないとことがあるんですが。まず市長に全て上がるかといったらそうではないですね。そこはちょっとご承知いただきたいんですけど。予算要望として上がってきたものは、まず基本的には予算の担当課でそれを受けて要求に結び付けていく流れだと思ってください。それが、良いのかも含めて。

委員

ありがとうございました。

会長

他は良いですか。

委員

ちょっと2点だけいいですか。基金を10億作ると年間の利息は今どれ位になるんですか。

行政改革課

2年ものの国債でいくと、今どんどん上がっていますけれど年間700万位です。0.7パーセントくらい。これは想定ですけど。

委員

実際運用しているのは。

行政改革課

5月時点の郵便局の国債で見るとそういうかたち2年もので。

行政改革課

基金は最も安全かつ有利な方法で運用するというのが条例の規定ありますので、それで市のほうで運用の方法を考えていくわけですが、今佐宗が申し上げたのは、今回基金を作って運用の見通しを立てるうえで国債の利率を一つの資料として考えたというだけです。ただ数百万ぐらいの果実になると、現行の利率だとそれぐらいだと思います。

委員

結局元金10億はそのまま何年間かは使えんという話。

行政改革課

このまちづくり基金を特例債を使ってやっていった場合に、総務省のほうが取り崩しを認めていない。

これが今後どうなっていくのか、恒久的に取り崩しちゃうダメだということではないとは思っているんですけども、ただ今のところは取り崩しは認めてないというのが、起債を起こすに当たっての条件になってますので、そのところは当面そういった運用で、果実運用でやってかなきゃいけないものだと思います。

委員

それから建設事業債の話ですけど、要するにまちづくり計画だと限度額の40パーセント位ですね。だからこれで収まるのか、しっかり検討すると書いてありますが、よく検討していただいて、借りるのかどうか、どういう、どの事業に使っていくのかある程度、今、総合計画がないと思いますが、実施計画がないと思いますが、まちづくり計画でやっておられると思いますが、ある程度短期の3年なり5年なりの財政計画というのはきちんと作ってもらって、それに基づいてやっていってもらわないと、例えば予算編成の時しか、来年の対象事業がわからんなんていう話はちょっとおかしいと思いますので、ある程度短期でも結構ですのでしっかりと計画を作っておいていただきたいというふうに思いますけれども、そして、過疎債と特例債の使い分けとかそういうことをしっかりとやっておっていただきたいと思いますので。

行政改革課

今、委員がおっしゃられた計画の部分というのが、今、一番やはり、そういった実行計画がないというのが色々なところで問題がでてきていまして、ですからこのところを早急にやらなければいかんという認識は市としてももってますんで、とにかく財政計画とそれから総合計画これから進めていくわけですけども、その総合計画作っていく時期が、まだちょっと時間がかかると思いますので、それまでの間どういうふうにやってくかというのは、19年度予算と併せてやはり考えていかなきゃならない話かと思ってますんで、ちょっとここについては上の方に伝えます。すみません。

会長

他はよろしいですか。

委員

はい。

会長

どうぞ 委員。

委員

たいした質問じゃないんですが、(自治)基本条例というのを制定するというのがあってですね、36番ですね。私はちょっと行政のプロでもないし、ちょっとこのへんは疎いもんですから教えていただきたいんですが、基本条例というのはどれぐらいの効力があるというのか。要は、例えば4年以内ということですね、市長が4年以内にそれを策定して、万が一変わった場合にそれが継続して続けていけるものが、ぐらいの効力があるのか。変わった場合にはころっと変わってしまうのか、その辺を教えてください。

行政改革課

まだ、新城市がどういうものを作るのかということでお答えできないんですけど、一般的に自治基本条例のようなものをたくさんの団体が作っていますが、それらのケースで捉えますと、まずどういったものを決めるのかといいますと基本的には理念としては、住民の皆さんとそれから広い意味で住民に含まれるんですけど、事業者の方々。それから自治体。この三者間の要は関係を規定する。役割分担を決

めるといったほうがいいのかもしれないんですけども、そういった条例の形式が多いんじゃないかなと思ってます。それっていうのは、要は、先程から申し上げている住民協働の市での考え方というのを条例で作ると。それと理念条例みたいな捉えられ方をされちゃいがちですし、実際にそういう誤解をされているところも結構あるんですけども、これは、一番進んだ形の基本条例ですと、当然市の責任というのは当然生じてくるんですが、住民の皆さんにも何らかの責任とっちゃいかんですけど、責務。努力義務というのかな、そういったようなものを規定をしているケースが多いんじゃないかと思います。2点目の条例の有効期間の話かと思うんですけど、これは市長が仮にですね、退任した場合でも条例自体は失効しない。という考え方が多いと思います。だから、基本的には自治基本条例というのは、発端が市長のマニフェストで、やっているケースが多いと思うんですが、これはあくまで住民の皆さんというか、市も議会で議決を得るものですから、市長の在任不在に関わらずそれは効力を持続する。ですから、もちろん意図的に時限立法ですね、平成何年まで効力を有するみたいな条項を作れば、当然そういう適用になるんでしょうけど、特に条項を設けずにやるということは、法制執務的にも問題ないと思っております。ですから、市長が退任された後も条例としてはそのまま生きていく。もちろん議会の議決で廃止ということは当然ありうることかと思いますが、あくまでそこから先は議会の判断によるということでご理解いただければと思います。

会長

他は。

委員

はい。

会長

はいどうぞ。

委員

行政課の関係のほうでも良いということですね。お話し。39番先程質問出ました39番男女共同参画基本計画ですね。これのところで回答の話ですね。旧新城市の計画を引き継いでおりますと、最終目標年度は19年度ですので、具体的な計画は20年度からのスタートに向け、来年度19年度中に〜しとりますよね。この男女共同参画社会ちゃあ行政の中だけの話じゃないでしょうたぶん。行政の中だけの話。職員だけのことをいっているのか。

行政改革課

すみません。行政課の話ですので、ちょっとお答えができるかわからないですけど。市役所の中だけではない。

地域振興課

これは例えば家庭ですとか、学校、地域、当然事業所等も入ります。全ての計画ということで理解していただければ。

委員

それでは男女共同参画基本計画ちゃあ国のほうではだいぶ昔からあったと思ったんだけど、その前は男女均等法かしらんだけどそれから参画基本計画も前からあったんじゃないかな、国としてね法律がね。それで今度女性の大臣さんができて、名前忘れたけど、申し訳ないんだけども、小泉さんの政権は女性をだいぶ登用されとる。努力されとるもんで。何がいいたいかという、これだけじゃないんだけど、よくその一緒に合併になってね、色々な案件についてとか施策について、合併になってあと要するに1

年2年。要するに検討してからやりますよといったのが多いんですよ回答の中でもね。で、僕はそんな1年、1年経ったら死んじゃうかもしれんしね、年くうし、今みたいに非常に世の中かわつとる。変わりが早いような時期にね、そんな1年なんて悠長なこといっとると、単純に言うとな。それで何かというとな例えばこの話ですと新城市の計画があるならば、それぞれの、そのまあ議員さんもいらっしゃるけど誰がいいか知らんけど、その作手のね、代表する行政のトップトップ。例えば池田さんとかね。それから鳳来・鳳来の。それで出せるかどうか知らんよ。例えば鳳来・鳳来の支所長さんがいらっしゃるんだし、まあその関連の人がおるんだから、新城市のがいいちゅやあ新城市のやつでそのまま踏襲すればいいじゃんねと、別にそんな審議したってそう変わることはないと思うんだから中身はね。そういう案件もあると思うんですよ。だからそういちいち来年度19年度策定委員会を立ち上がらせてね20年からやりますなんてねそんな悠長なこといっとらんでもいいやつがあったら、その地区でね、みんなあぐりーしてさあ、同意してね、やったらどうと、それでそれは例えば仮なら仮発生としてね、影響が多分に与えるものなら別だけ方針でしょうどうせ、だからそういうところのところは、その20年からスタートちゅって悠長なこといわんで、19年度新城にあるんだったら新城でも。鳳来とか作手地区でも適用じゃないけど、ある部分同じようにやりますよとかねそれどっかで合意すればいいわけですよ。ただ、その本当の合意ちゅうのは見直しならどうせ19年度に終わるんだから20年にやればいいんだけど、それまでは適用してくとかね。それからその計画では女性登用率30パーセントさっきも質問ができたんですけど、出たんですけどね、30パーセントそんなん50で、男女共同だもんで50だわなあそんなもなあ目標は単純にいうと。それを何年かけてやるかということだけの話だもんでねえ、いや理屈はよ。だから多分僕は研究しないでいっちゃあいかんけど、国の中に男女共同参画計画だ法律があるでしょう。あるんだから、それに準じてやるだけのはなしだもんで、あとはその地方でね、そのこの違うところの部分をあににするだけの話だもんですから、そんな悠長なことということもないんじゃないのといういろんなことよ。他にもあったかも知らんけども。それからもう一個、市職員のところで色々そのこれは事実との関係もあるとは思うんだけど、作手でも色々かね、その1ブロック課長以下何人ではりつけてね、市民との協働をやるようなことをやりだしてたけども、合併になっちゃたもんだから頓挫したと。で、これは新城市総合計画。こいついつできるか知らんけれども、最終的には先程の自治基本条例の中で検討がされればと、地方自治は4年以内っていったけどいつできるかわからへんだし、そんなもなあすぐできれへんだと思うんだけど、だからこれでもね、例えば総合支所長さんいらっしゃるんだからこの地域の責任のね、行政のねトップの池田さんいらっしゃるもんだから、例えばね、そのところの裁量のね判断の中でね、これはまあええなということならね、そのある部分のところはやらせりゃいいと思うんですよ走らせればね。いや新城新しくなったから決まらんから今まで考えてたことやりたいことストップだよ。そんなあ、そんな、そういうの僕嫌いなんです。そんなんね、そうするとね1年経つとねえ、せっかくやっとなやつがそれでねえ皆さん努力とか関係しとったやつが意気消沈してねえ潰れちゃうの。潰れちゃうじゃなくてあの、その燃え、そのなんだあ、穂のほうが消えるんですよ。大体がね。ほんで新たにこれやりましよういったときには、もう、もうそんな新しいの。んなそうか、そうか俺1年経ったから年くったからそう好きなようにやってちょっと、色々な項目がそういうところがね、新城市なったから今までやっとなことをやめましょと、それできちんとできるまで1年2年、きちんとできるまでちょっとやめてちょうだいよと、なっとるわけだ。例えばこの前の新城市長さんがね来られて、あそこで懇談会ですかやっとなるときに、区長さんやっておられて区長の位置づけどうなってますか。ということで、どうも対応が今までと違うと区長さんの位置づけがね、連絡もなしに他へもまわ

っちゃつとるとかちゅう。ご質問があったんですよ。それで市長さんはいやあそんなことはない役割があるんだからねあの今までとかわらんだ。というようなことを発言されていた。だからその行政のほうの立場として、一緒になっちゃった。一緒になったから新しくするまでまあやめとこよと、ね、というような僕は姿勢が見られてならんだわ。だもんで、その根本に関することはきちんとするために1年かけなきゃいかんかも知れんけど、共通的なこと。ある部分については別にそんなもなあそう変わらんなことだってありうる。あるものはあるし、いいことがあってしとることもあるんだからね、そこのところは裁量とかなんかでやめんでやって欲しい様な方向を出してもらうとかね、どこがどうか知らんけど、それが行政評価でそれはどっかの人事もつとる方がですね、あいつ作手の好きなことやりゃあがってまだ決まっとらんぐずぐずやりゃあがってそんなふうには評価したらねそんなもんやりゃあへんわ。そんなこと言っちゃあいかんけど公務員の方はねえ。大体が。そんな余分なことやって怒られるよりもさあ。だけど僕らからしたらさあ、毎年ああして税金払ってしてらっしゃるのにさあ、止められたら困るわねえ。止められたら。止められたら。だからそういうトーンが多いんだよ。僕の印象は新城市になってどうちゅうのは。それは作手がっていう意味じゃなくてよ。全体の話。ほんで僕のひがみじゃないけど、大体旧新城市でやっとなことはずうーっと旧新城市がやっとな訳だ。それを色々な声やなんかで拡大できるチャンスがあると思うんだけどもね、僕思うよ旧新城なんてみんなずーっとやっとなよ旧新城市内は。止まってんのは作手と鳳来だよ。極端言うと。極端言うとなんな感じしてならん。だで、そういうことですね。だからそこは行政の主導だとかね、そりゃ人事部だったら人事課長さんが人事の部長さんが知らんけど、それぞれの支所に関しては支所は誰がどういうふうには評価するか知らんけどさあ、そういうような評価じゃ困るだよ。なんもできるまでは動くななんてのは。そんなもん、僕はそう思いますが。

行政改革課

委員のご指摘というのは、要は行政はのろいと。そこで1点申し上げておきたいのは、合併の際に合併協定方針というのを決めまして、当然住民の皆さんに、できるだけ合併によってご迷惑をお掛けしないように調整を進めていっていますので、ですから 委員の言われるように、そのままどっかの市町村でやってたいい制度を、踏襲してやれるものというのは、できるだけそういうかたちで調整をしきたつもりではいるんですね。例えばこの男女共同参画なんかですと厳密にいうと調整方針の中では、要は新市になってからまた新たにプランをですね決め直すというような調整方針になってます。それっていうのは多分旧3市町村がそれぞれ、これがそうかどうかはわからないんですけど、結構取扱が違って合併までに調整がつかなかったという部分が多々あると思います。そういったものについてはやはり、市になってから早急に仕切り直して決めなおしていかない部分がありますし、この間のゴミの話でもそうですけど、やっぱり全く違う取扱をしていたものを統一してくというのは、かなり体力のかかる作業ですから、そちらのほうを早急にやっといかなければいけないということで、行政改革課としてはそういった合併の際の未調整事項がまだいくつもありますんで、それらを早く調整が進むように進行管理をやるという役割も担っています。そちらの未調整事項の洗い出しと進捗状況のチェックをこの間とりまとめをしまして、今度ちょっと市長まで報告するんですけども、その中でこれからどうやってやっといくかについては、当然いつまでもほかっておいていいような話ではないですし、行政に今欠けとるのはそういう期間の利益という観点が今全然ないもんですからね、そこのところをしっかりと認識しながら、結局各所属でしっかりした方針を立ててもらおうんですけども、そういった発破をかけるというか、そういったことをこれからやっといかなければいけないのかなというふうには思っています。ですから多くの場合にはやっぱり、行政側は早くやるということに対して、あんまり評価に繋がっていかない部分が多い

もんですから、そういうふうになっちゃってると思うんですけど、合併協定方針という一つの約束事がありますので、なかなかそのまま継続というわけにはいかないという部分もあるということ。それだけちょっとご理解いただきたいと思います。

会長

はい。ありがとうございました。他はどうですか。

委員

時間的にこれで最後になるかもしれません。

会長

結構ですよ。どうぞ。

委員

私が最後になるかと思ったのでちょっとお願いしたいことがあるんですけども、今日は伊藤さんが出てくださってお話を伺ったらよくわかるんですね。なので、先回ですね。例えば保健医療の市民病院の問題について、作手診療所の方が支所の担当課として説明していただきましたけれども、診療所と市民病院は全く違う機構だと思います。なので、そういうあてがいみたいなかたちで説明することがないように、もちろん支所の担当課の方が説明してくだされば十分わかるということもありますが、必要に応じてやっぱり本庁の担当者の方なり、そういう方からの回答も伺いたい。特に本当に今日伊藤さんのお話になってから、この雰囲気随分変わりましたので、“言えるな”とか“聞いたな”という満足感というのが随分違うと思いますので、是非そういう支所の職員だけで収めるというようなことではなくて、もう少し広くお返事がいただけるものがいただきたいと、柔軟に対応していただきたいというふうに思います。それからお願いなんですけれども、以前からちょっと不思議に思っていたこととかわからないことがありまして、新城市のことに关してですね、新城市のサービスセンターですかね、があると思いますが、文化会館にお勤めの方が、図書館の職員の方にもサービスセンターの職員の方と新城市の職員の方と両方いらっしゃるというようなことがあって、サービスセンターの働きについて、わかるように説明していただけたらありがたいと思うんですが、行政改革の中でのやっぱりサービスセンターが。前市長さんのときにできて、働き始めたと思うんですけどねえ。そのへんのサービスセンターと行政の関わり方がちょっと良くわからないもんですから、説明していただきたいなと思います。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

地域振興課

文化会館の中にサービスセンターというのがあります。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

会長

他は良いですか。それではよろしいですかね。それではありがとうございました。地域振興課の関係をこれで終わります。

それではその他は。

事務局

特にその他は用意してございません。前回決めていただきました次回の開催日がそこに記載してあると思います。7月の19日午後1時30分からこの会場にて行いますので、よろしくお願いたします。

今回はめざせ明日のまちづくりの補助金の関係が昨日1件出まして、今現在正式なのは1件です。まだ他にも出てくるように聞いておりますので、その辺の審議をしていただくのと、まちづくり計画のほうで、ある程度答申の案がもしできれば、本当にたたき台のたたき台くらいになっちゃうと思うんですけども、また一回見ていただきたいと思います。と思っています。

会長

はいありがとうございました。それではよろしいですかね。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

会長

はいどうぞ。

委員

これは、・・・

多分事前にはいただかない。その19日に当日にいただいてその書類だけ見て・・・のか。もうそのときに説明の方が来られて、その申請された代表の方が誰かが来られて説明されて一応そのところだけは聞いて、で、聞いたあと審議委員だけが残ってああたこうだ採点表がありましたよね、あれですぐ採点できるかどうか知らないけどリハーサルしてねえから、ほんで、するのかね。

事務局

流れるにはですね、まず今月いっぱい受け付けたものを、うちの事務局のほうで書類的なものを審査します。もし、ここのおかしいとかというところは直していただくとか、そういうことを今月いっぱい。それから7月の10日の週になろうかと思えますけど、その週ぐらいで事前にお渡ししたいと思っています。それで当日に事業者の方から説明をしていただいて、色々な質疑交わして後に審査という流れを考えております。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

事務局

そうです。事業内容とか細かいところを聞いていただければ。

会長

はいよろしいですかね。長時間本当にありがとうございました。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

事務局

議事録明日くらいには渡せるとは思っております。前回の分だけ。申し訳ないんですがこの間の回答の一覧と議事録って言ったんですが、議事録のほうはちゃんと言葉で書いてありますので、それだけを送らせていただきたいと思います。議事録だけを。当然その前に署名もいただきたいと思っていますので。

会長

回答書は、今日みたいな回答じゃなくて。

事務局

回答書は、色々な質問が出たんですけども、なかなかそれを回答したっていうのを受け加えるのが

難しいものですから。できたら議事録とってありますので、議事録で2問目3問目も答えておりますので、それを見ていただいたほうが良いかなと思ってますが。

会長

よろしいですか。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

会長

それぞれの課は回答を持っているので、それをまとめとると思うので、できればその方が良くわかるのかなあと思うんですが、そんなわけにはいかんかなあ。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

事務局

そうですか、それでは2問目3問目については当然作ってないもんですから、それは会議録を見ていただくと、最初に答えたものは一応まとめますんで、

委員

・・・マイク不使用のため不明。

事務局

努力してみます。明日って言ったのが、ちょっと明日できんかもわかりませんが。すみません。

委員

・・・マイク不使用のため不明。

会長

それでは本当にありがとうございました。これで終わります。ありがとうございました。

17:01 閉会